

## 部長会議付議事案書（協議）

（令和4年7月5日）

提案課名 総合政策課

報告者名 久保田 貴

事案名	令和5年度県の施策・予算等に関する要望について	有 資料 無
提案趣旨	神奈川県への要望事項を取りまとめた「令和5年度県の施策・予算等に関する要望書」について、関係課等との調整を踏まえ、最終案としてまとめたので協議するとともに、本年度の日程等について報告するものです。 なお、要望書の構成は、より効果的な要望活動につなげるため、「重点要望」と「一般要望」に整理・分類し、優先順位を明確化しました。	
概要	1 要望事項 (1) 重点要望事項 6件（一部新規 1件、継続 5件） (2) 一般要望事項 18件（一部新規 3件、継続15件） (概要は、資料1のとおり) 2 要望先 (1) 神奈川県 武井副知事、湘南地域県政総合センター所長及び平塚土木事務所所長 (2) 政党【重点要望事項のみ】 ア 自由民主党神奈川県議会議員団 イ 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団 ウ 公明党神奈川県議会議員団 エ かながわ県民・民主フォーラム神奈川県議会議員団（要望書郵送のみ）	
経過	令和4年4月 各課等へ要望事項の照会 " 4月～6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成	
今後の進め方	令和4年7月11日 県議との事前調整会議 7月中旬 市議会への情報提供 7月下旬 各政党ヒアリング（立憲民主党、公明党、自民党） 8月上旬 県への要望（県庁、湘南地域県政総合センター及び平塚土木事務所） (詳細は、資料2のとおり)	

# 令和5年度県の施策・予算・制度に関する要望事項 一覧表

令和4年7月5日 総合政策課作成

資料1

## 《要望件数》

重点要望事項 6件（一部新規1件、継続5件） 一般要望事項 18件（一部新規3件、継続15件）

## 《重点要望事項》

※下線部が、一部新規です。

番号	主 題	区分	概 要	県要望先	市所管課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について	継続	国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など様々な整備手法の検討を踏まえた全線整備のため、国への働きかけに対する県の積極的な支援 また、アクセス道路の早期実現に向けた検討	県土整備局	国県事業推進課
2	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良について	<u>一部新規</u>	秦野駅前通り道路の第2工区及び交差点工区の用地交渉の促進 第1工区の対面通行の開始など、活力ある市街地の道路としての機能の確保	県土整備局	国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進について	継続	地域観光資源としての更なる魅力向上と新たな価値創出につながる、未整備区域を活用した公園整備の早期実現	県土整備局	国県事業推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	継続	表丹沢の魅力の向上と構想ビジョンの実現のため、県有施設等の効果的な活用及び本市施策との連携 (1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地などの維持管理及び整備等の促進 (2) 県営林道等の活用の検討 (3) ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策の検討	環境農政局	はだの魅力づくり推進課
5	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	継続	市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化及び秦野赤十字病院における分娩業務の再開に向けた要望 (1) 地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進 (2) 「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充 (3) 総合的な救急医療体制の整備、充実	健康医療局	健康づくり課
6	全国育樹祭の開催について	継続	全国育樹祭の誘致	環境農政局	森林ふれあい課

《一般要望事項》

番号	主 題	区分	概 要	県要望先	市所管課
1	県道62号（平塚秦野）の改良について	継続	1 南平橋から欠ノ上バス停先までの歩道未整備区間の整備 2 秦才橋から下大槻バス停までの歩道等の整備	県土整備局	国県事業推進課
2	県道70号（秦野清川）の改良について	一部新規	鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間の道路改良整備の事業化	県土整備局	国県事業推進課
3	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について	継続	1 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの歩道整備 2 サンライフ入口交差点から落幡バス停手前までの歩道整備 3 さなだ幼稚園前交差点改良（右折レーンの設置） 4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの拡幅・改良整備	県土整備局	国県事業推進課
4	県道701号（大山秦野）の改良について	継続	1 中丸沢久保橋先から大山までの未整備区間の早期事業化 2 新東名高速道路との交差により分断している区間（バイパス区間）の整備	県土整備局	国県事業推進課
5	県道704号（秦野停車場）の改良等について	継続	秦野橋先から本町四ツ角交差点までの歩道の電線共同溝の整備	県土整備局	国県事業推進課
6	河川の整備促進について	継続	護岸の崩壊等を未然に防ぎ市民の生命財産を守るための河川の護岸整備等 1 大根川 2 室川 3 金目川 4 四十八瀬川	県土整備局	国県事業推進課
7	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止策について	継続	農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床の侵食防止策	県土整備局	農業振興課
8	二級河川水無川の河床整備について	継続	二級河川水無川の富士見大橋から新常盤橋の間約2,400mについて、堆積した土砂を取り除く浚渫（しゅんせつ）工事	県土整備局	防災課
9	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	一部新規	1 危険区域指定箇所の崩壊防止事業の早期完了 <u>東田原地区</u> 2 危険区域の新規指定 大椿台地区、南矢名B地区、曾屋地区、下大槻南平地区	県土整備局 福祉子どもみらい局	防災課

番号	主 題	区分	概 要	県要望先	市所管課
10	土砂災害防止策の促進について	継続	土砂災害警戒区域内の砂防指定地（唐沢川）への砂防堰堤の建設	県土整備局	防災課
11	砂防事業の促進について	継続	砂防指定区域における砂防事業の継続 1 西沢（名古屋） 2 延沢（落合） 3 東沢（藁毛） 4 蛇久保沢（北矢名）	県土整備局	国県事業推進課
12	治山事業の実施について	継続	指定保安林のうち、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業の実施 ・堀水路 ・矢坪沢	環境農政局	建設管理課 環境共生課
13	一般家庭の合併処理浄化槽転換促進等への支援について	継続	地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件の見直し	環境農政局	生活環境課
14	野生鳥獣対策について	継続	各種計画に基づく施策の着実な推進 (1) ニホンジカ (2) ニホンザル (3) イノシシ (4) CSF(豚熱)の感染拡大防止 (5) 山林環境の整備	環境農政局	農業振興課
15	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	継続	事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するための情報共有や連携強化	環境農政局	環境資源対策課
16	障害者の就労支援等について	一部新規	障害者の就労支援機能強化のため、「ぱれっと・はだの」を障害者就業・生活支援センター事業への位置付けと、実現までは地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけ	産業労働局	障害福祉課
17	福祉施策に係る人材の確保等について	継続	介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保のため (1) 地域の実態に応じた適切な地域区分の適用 (2) 介護従事者不足対策として、生活援助従事者研修の県事業としての実施	福祉子どもみらい局	保育こども園課 高齢介護課 障害福祉課
18	学校給食導入等への支援について	継続	1 栄養職員配置基準の改善 2 学校給食長調理場の施設改修及び設備更新等に対する補助制度を創設するよう国への働きかけ	教育局	学校教育課

## 令和 5 年度県の施策・予算・制度に関する要望活動 日程一覧（令和 4 年度実施）

### 1 要望活動等の日程

	要望先	日 時	場 所
県議調整	神倉県議との 事前調整	7月11日（月）午前10時～午前11時30分	3 A会議室
	加藤県議との 事前調整	7月11日（月）午後1時30分～午後3時	3 A会議室
政党要望	立憲民主党	7月27日（水）午前10時～午前10時30分	県西地域県政総合センター（小田原）
	公明党	7月27日（水）午後1時30分～午後2時	湘南地域県政総合センター（平塚）
	自民党	8月1日（月）午前11時20分～正午	湘南地域県政総合センター（平塚）
	かながわ県民・ 民主フォーラム	ヒアリングなし（要望書郵送のみ）	
単 独 要 望	平塚土木事務所・湘南地 域県政総合センター	8月3日（水）午前10時～午前11時	湘南地域県政総合センター（平塚）
	県庁（武井副知事）	8月4日（木）午前10時～午前10時20分	県 庁
広 域 要 望	3市3町広域行政 推進協議会	8月19日（金）午後1時50分	県 庁
	広域行政連絡会	厚木市（事務局）が代表して提出。（提出時期：8月中下旬） ※ 7月15日（金） 総会	

### 2 出席者

		県議事前調整 【7/11(月)】 【7/11(月)】	政党ヒアリング 【7/27(水)】 【7/27(水)】 【8/1(月)】	平塚土木・湘南 センター要望 【8/3(水)】	県庁要望 【8/4(木)】	3市3町 協議会要望 【8/19(金)】
		1	市長	●	●	●
2	副市長	●	—	—	—	●（高村副市長）
3	教育長	●	—	—	—	—
4	政策部長	●	●	●	●	—
5	くらし安心部長	●	—	●	—	—
6	福祉部長	●	—	—	—	—
7	こども健康部長	●	●	—	—	—
8	環境産業部長	●	●	●	—	—
9	はだの魅力づくり担当部長	●	●	●	—	—
10	建設部長	●	●	●	●	—
11	教育部長	●	—	—	—	—

※●の箇所について日程の確保をお願いいたします。

# 令和5年度 県の施策・予算・制度等に関する 要望書



都市像

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」  
の実現に向けて



秦 野 市



日頃、当市の市政推進に格別の御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和5年度予算の編成に当たり、県の御支援をいただきたい当市の重要施策について、多くの市民、企業、各種団体の声も踏まえた要望書としてまとめました。

いずれも、市民・県民の「いのち」や「暮らし」に直結し、県や関係機関との連携が欠かせない喫緊の課題ばかりです。

今後も、県との連携を一層密にしながら、「いのち輝くかながわ」、「地域で支えあい安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋昌和



## < 目 次 >

### 【重点要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について	2	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	6	一部 新規	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進について	10	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	14	継続	環境農政局	環境産業部 はだの魅力づくり推進課
5	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	18	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
6	全国育樹祭の開催について	22	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課

※ 一部新規の要望事項は、本文中 \_\_\_\_\_（下線）で表示しています。

## 【一般要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	県道62号（平塚秦野）の改良について	26	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道70号（秦野清川）の改良について	28	一部 新規	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について	30	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	県道701号（大山秦野）の改良について	34	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
5	県道704号（秦野停車場）の改良等について	36	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
6	河川の整備促進について	38	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
7	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止策について	44	継続	県土整備局	環境産業部 農業振興課
8	二級河川水無川の河床整備について	48	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
9	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	52	一部 新規	県土整備局 福祉子ども みらい局	くらし安心部 防災課
10	土砂災害防止策の促進について	58	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
11	砂防事業の促進について	60	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
12	治山事業の実施について	66	継続	環境農政局	環境産業部 環境共生課 建設部 建設管理課

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
13	一般家庭の合併処理浄化槽転換促進等への支援について	70	継続	環境農政局	環境産業部 生活環境課
14	野生鳥獣対策について	72	継続	環境農政局	環境産業部 農業振興課
15	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	74	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
16	障害者の就労支援等について	76	一部 新規	産業労働局	福祉部 障害福祉課
17	福祉施策に係る人材の確保等について	78	継続	福祉子ども みらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
18	学校給食導入等への支援について	82	継続	教育局	教育部 学校教育課

※ 一部新規の要望事項は、本文中 \_\_\_\_\_ (下線) で表示しています。

【重点要望事項】

重点要望事項

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など様々な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう、国への働きかけに県の積極的な支援をお願いします。

また、アクセス道路について、早期実現に向け検討をお願いします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、交通渋滞の緩和、沿道生活環境の改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称）6.9km）を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 平成19年5月、関係機関（国交省、神奈川県、中井町及び当市）を構成員とする国道246号バイパス（秦野地域）整備調整会議において、伊勢原西IC（仮称）から西側方面へ順次整備を図ることを基本に計画の具体化に向けて検討することとする、国道246号バイパス整備方針を確認しました。

(3) 令和4年4月、新東名高速道路（秦野区間）が開通したことにより、災害時におけるリダンダンシー確保の観点からも東名高速道路と新東名高速道路をV字に繋ぐ国道246号バイパスの重要性がより一層増しています。

(4) 国道246号バイパスのアクセス道路、都市計画道路渋沢小原線については、「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、平成18年6月に県事業として整備する旨を文書にて回答をいただいています。

(5) 当市では、令和4年3月に「渋沢丘陵利活用方針」を策定し、

## 【重点要望事項】

豊かな自然環境を保全しつつ、市民の憩いの場となる利活用や地域特性を生かした新たな価値の創出など、国道246号バイパスの整備を前提とした渋沢IC（仮称）周辺の地域活性化に向けた取組みに着手しています。

### 効果

東名高速道路と新東名高速道路及び圏央道が一体となる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞解消をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進を図るうえで、重要な役割を果たします。

(1) コロナ禍において、主に製造業を中心に企業が海外の生産拠点を閉鎖し、国内サプライチェーンに回帰しようとする動きが強まる中、当市区間の一部（秦野中井IC～西秦野IC（仮称））を含む未事業化区間8.1kmの中央部に整備が予定されている渋沢IC（仮称）は、当市製造業の約9割を集積する3箇所の工業団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しているため、広域交通ネットワークが充実することにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展に寄与します。

(2) 令和3年7月3日に発生した豪雨では、土砂崩れによって国道246号（松田町松田惣領地先）の交通機能が麻痺する事例が発生し、改めて救援物資等の輸送や復旧活動を支える高規格幹線道路等のダブルネットワーク化の重要性が認識されました。

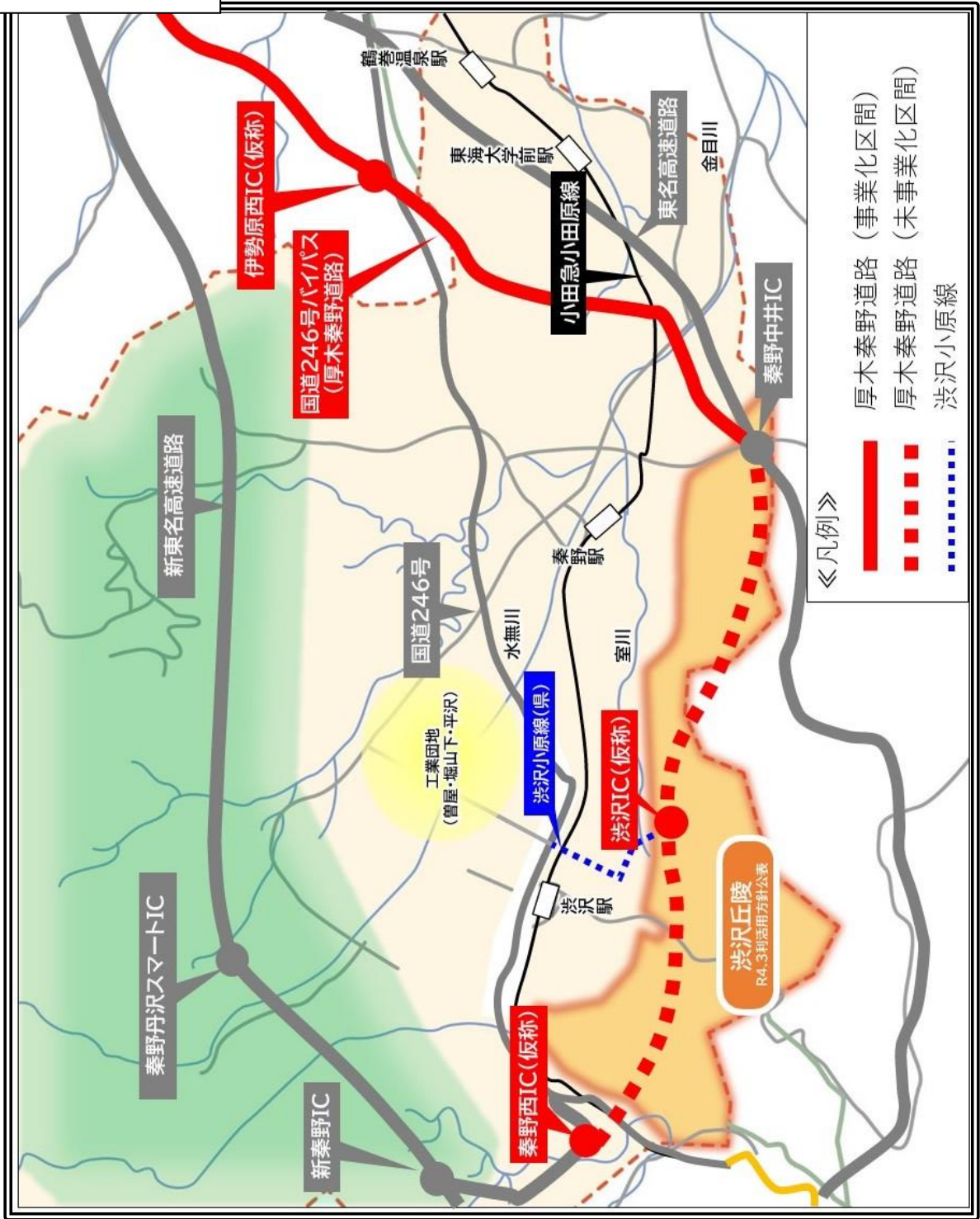
また、現在、神奈川県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中、県が作成した「津波浸水予測図」では、最大で14m超の津波が沿岸部を襲うと想定されています。

近年、激甚化、頻発化する自然災害等により、国土強靱化の加速化・深化が求められる中、災害時に県央・県西における防災・復興拠点としての役割を担う沿線自治体にとって、国道246号バイパスは救援物資等の輸送や復旧活動を支える効果的な道路となります。

### 要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図



【重点要望事項】



## 要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区の用地交渉の促進をお願いします。

併せて、電線共同溝の整備及び歩道の整備を進めている第1工区については、令和8年度目標の全線供用を見据えた、対面通行の開始など、活力ある市街地の道路としての機能を確保していただきますようお願いいたします。

## 現状

(1) 当市では、重点施策として小田急線4駅周辺の特性を活かした「にぎわいの創造」に取り組んでおり、県道705号は当市の玄関口である秦野駅北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

当市としても、県の用地交渉に積極的に協力・支援を行うとともに、商業地における企業立地推進条例を令和4年4月に施行し、人流を生み出す集客施設等の誘致に取り組んでいます。

また、「本町705号周辺まちづくり協議会」における商店街の活性化に係る周辺事業者との意見交換や「本町一丁目5号線支線道路改良事業」の実施をはじめ、文化的価値の高い周辺建造物の国登録の促進や、今年度から県道705号を核とした中心市街地活性化計画の策定に着手するなど、まちづくりを推進するための施策に取り組んでいます。

(2) 第1工区については、用地買収が完了し、電線共同溝の整備及び歩道の整備に移行しています。第2工区では、平成29年度から用地交渉を開始いただき、昨年度には6件が契約済みとなり、進捗率として約7割を超えています。

## 【重点要望事項】

### 効果

幅員の狭い一方通行の道路を歩道のある対面通行の道路に整備することで、交通の利便性向上及び歩行者の安全・快適な空間が確保されます。

さらには、街中への回遊性の向上、人をまちに呼び込む事業所等の増加によって、街歩きによるにぎわいの創出、生活と産業が調和した活力あるまちづくりの促進となります。

また、水無川沿いの市道6号線から県道705号への通行が容易になり、市道の慢性的な渋滞緩和が期待できます。

### 要望先

平塚土木事務所



【重点要望事項】

## 要望事項

県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）について、新東名高速道路の開通効果を生かしながら、地域の観光資源としての更なる魅力向上と、新たな価値の創出につながるよう、未整備区域を活用した公園整備の早期実現をお願いします。

## 現状

(1) 戸川公園は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。

（※未開設区域：14.6ha）

(2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を生かした多様なレクリエーション機能を有しています。

また、公園内には、「県立山岳スポーツセンター」及び「はだのクライミングパーク」を合わせた国内屈指のスポーツクライミング施設があることから、県が進めている地域観光とスポーツを掛け合わせるスポーツツーリズムの推進にもつながる施設です。

多くの人が訪れる夏休みシーズン等は常設駐車場の他に多目的グラウンドを臨時駐車場として対応されていますが、コロナ禍においても多くの利用があることから駐車場不足が生じています。

さらに、令和4年4月に新東名高速道路（秦野区間）及び秦野丹沢スマートICの供用が開始されたことにより、首都圏や西日本からのアクセスが更に向上するため、車を利用した来訪者の更なる増加が見込まれます。

(3) 当市が令和2年度に策定した「表丹沢魅力づくり構想」では、戸川公園を拠点施設の1つとして位置付けており、スポーツクラ

## 【重点要望事項】

イミング施設の活用など、県と連携した戸川公園の魅力の向上に努めています。

(4) 県では、令和3年度に公園利用者等に対するアンケート及び、民間事業者に対するサウンディング調査を実施し、利用者のニーズ把握に努められています。

今後、この調査結果を踏まえて、当市の構想と連携した未開設区域の早期開設に取り組むことにより、更なる来訪者の増加が期待できます。

## 効果

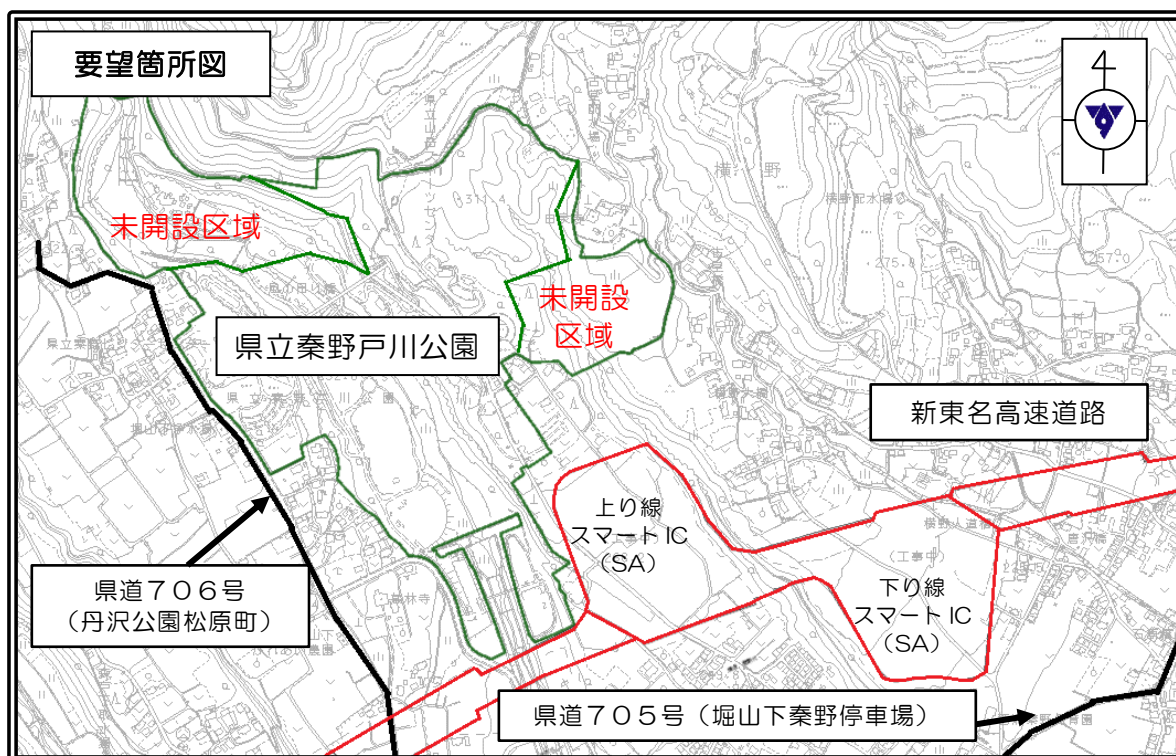
戸川公園へのアクセス向上等により、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

また、コロナ禍において、自然豊かな地方への移住に関心が集まっており、中でも、近隣に自然公園があることがより重視されるようになっていきます。戸川公園の魅力向上は、県西部への更なる移住促進、地方創生にもつながります。

## 要望先

県土整備局道路部道路企画課  
県土整備局都市部都市公園課

【重点要望事項】



【重点要望事項】



## 要望事項

表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

- (1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進
- (2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用の検討
- (3) ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策の検討

## 現状

当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に取り組んでいます。

(1) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から約45年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られます。

平成7年開設の菜の花台園地の施設は、展望台、公衆トイレ、駐車場がありますが、地域活性化にもつながる更なる効果的な活用が求められています。令和4年度から、当市では県道70号沿いに点在する資源を有効活用するための計画策定に着手します。

(2) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されていますが、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用が求められています。令和3年度には、県、当市、秦野市森林組合の3者により、林道活用に関する検討会を3回開催し、活用方法の検討を進めています。

## 【重点要望事項】

(3) ヤビツ峠は、代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口であるとともに、ドライブやサイクリングの休憩施設として賑わっています。

そのため、多くのハイカーやサイクリストなどにとって魅力的な場所となるよう、駐車場不足の解消や老朽化しているトイレの改修など、快適な環境の早期実現が求められています。

### 効果

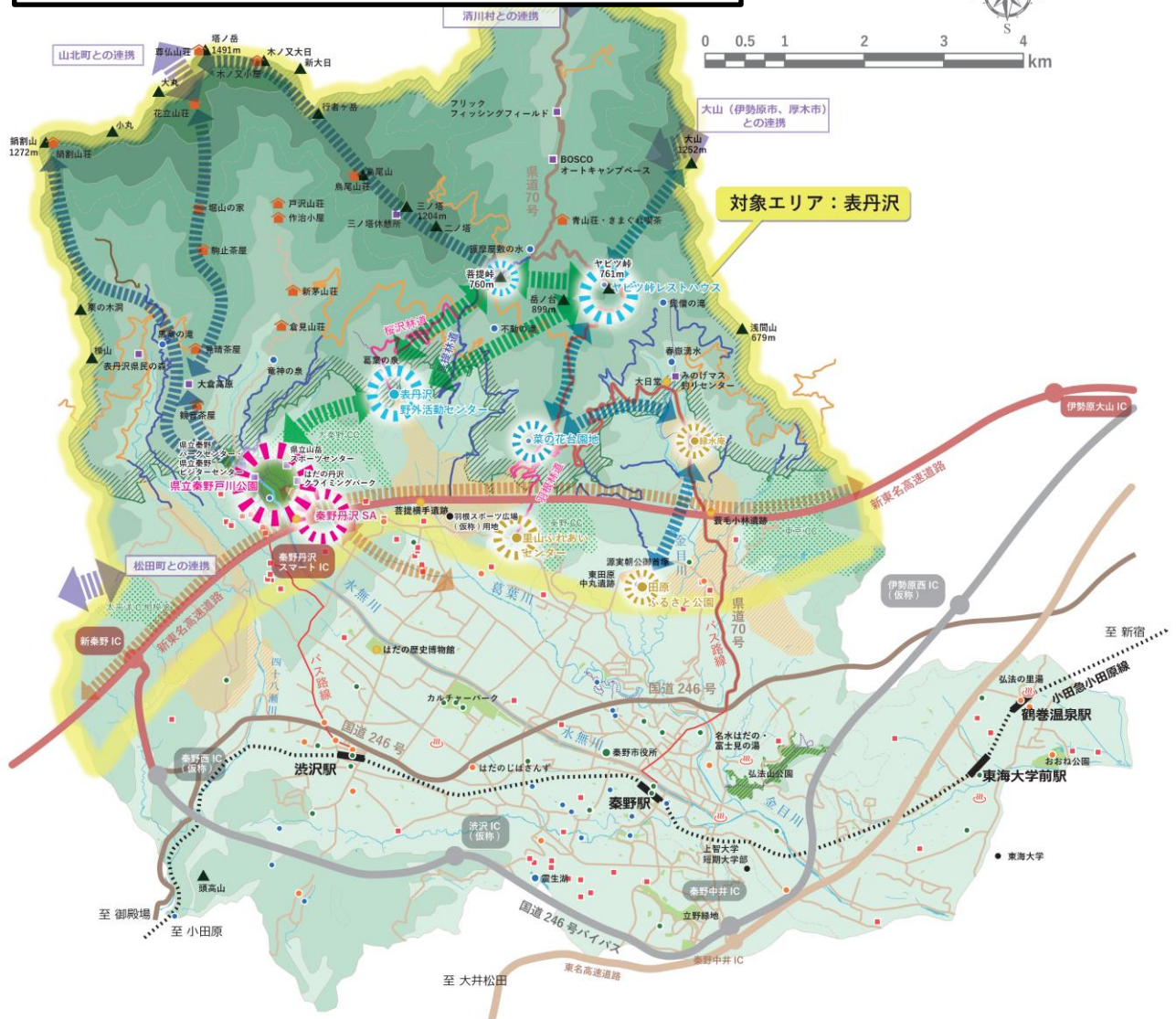
新東名高速道路開通による新たな人の流れをとらえるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

### 要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課  
環境農政局緑政部森林再生課

【重点要望事項】

要望箇所図（表丹沢魅力づくり構想マップ）



<p><b>林道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営林道</li> <li>県営林道等</li> <li>組合林道等</li> <li>国有林林道等</li> </ul>	<p><b>都市計画公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済み</li> <li>事業中</li> <li>未整備</li> </ul>	<p><b>丹沢大山国定公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゴルフ場</li> <li>里山系団体活動フィールド</li> <li>バス路線</li> <li>森林セラビロード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験農園・観光農園</li> <li>山岳アクティビティ施設</li> <li>歴史・文化資源</li> <li>水資源スポット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温浴施設</li> <li>山小屋</li> </ul>
---	---	---	--	---

※標高グラデーションは、200m間隔で色付けています。

【重点要望事項】

## 要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化及び秦野赤十字病院における分娩業務の再開に向け、次の事項を要望します。

- (1) 産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第7次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充
- (3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

## 現状

(1) 当市の地域医療の中核的な役割を担う秦野赤十字病院では、平成27年2月から分娩業務が休止されています。

そのため、現在、市内では分娩できる診療所が1箇所のみとなっており、当市の出生件数のうち約7割が、市外の分娩取扱施設で出産している状況です。

加えて、県立足柄上病院では令和2年4月から分娩業務が休止され、同年10月の小田原市立病院との基本協定に基づき、足柄上病院が担う分娩については、小田原市立病院に集約化が図られることとされました。

そのため、当市域を日常の生活圏域とする西側に隣接する自治体の住民にとっても、秦野赤十字病院での分娩業務再開が一層求められる状況となっています。

## 【重点要望事項】

また、医師不足により救急患者を受け入れられず、市内の救急搬送者の約4割が市外の医療機関に搬送されており、特に、小児二次救急診療については医療圏内において1病院のみで対応するなど、非常に深刻な状況にあります。

(2) 県では、「第7次神奈川県保健医療計画」の一環として「医師確保計画」を策定され、産科医等が不足している地域の危機的状況を改善し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、医療従事者の確保対策に取り組まれています。

しかし、確保に関する指標として、全国一律の医師偏在指数を導入したことにより、15歳から49歳の女性人口10万人当たりの産科・産婦人科医師数について、当市を含めた湘南西部地域は、従来の計画では、県平均に対して3.2人少ない状況であったものが、7.4人多い状況となり、地域の実情とは大きく異なる数値となっています。

(3) 医師不足の解消には、医学生への修学資金貸付の拡充、臨床研修医制度の見直し、医科大学との連携などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要です。

看護師不足の解消についても、看護学生への修学資金貸付の拡充、働き続けることができる環境の整備等、抜本的な対策を講じる必要があります。

(4) 様々な症状、疾病の患者が増加しているため、総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化が必要ですが、勤務時間等の労働条件が過酷であることや、医療事故等の訴訟リスクが高いことから、特に産科、小児科、救急医療に携わる医師の確保が困難な状況となっています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症対策だけでなく、他の疾患のある患者の治療や手術の延期など、平時の医療提供体制にも影響が及び、医療機関や医療従事者への負担が増大しています。

## 【重点要望事項】

### 効果

(1) 県では、安全・安心な分娩環境を確保するために、分娩施設の拠点化と機能分担に取り組むこととしていますが、拠点化の前提として、診療所やその他の病院が地域における通常分娩に適切に対応できていることが必要とされています。

そのため、秦野赤十字病院において、休止前と同じような分娩業務が再開されることで、地域における分娩施設の拠点化と機能分担、県の目指す安全・安心な分娩環境の確保につながります。

また、「第7次神奈川県保健医療計画」では、県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備において、公的病院等として「秦野赤十字病院」が位置付けられています。

同病院の機能強化に向けた県の支援が行われることで、当市域はもとより、同病院を生活圏域とする住民にとっても、周産期医療体制が整備されることによって、子どもを産み育てる環境づくりの推進につながります。

併せて、小児救急、周産期医療の体制が整備されることにより、患者が症状に応じた適切な治療を地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な地域医療の実現が図られます。

(2) 医療従事者の養成・確保体制を強化することにより、医療圏格差が解消されるとともに、地域医療の確立につながります。

### 要望先

健康医療局保健医療部医療課

【重点要望事項】



## 要望事項

全国育樹祭の誘致をお願いします。

## 現状

(1) 平成22年5月に開催された全国植樹祭の会場である県立秦野戸川公園周辺に植えられた樹木は、市民ボランティアにより管理されており、全国育樹祭を見据えた取組みとなっています。

また、持続可能な森林づくりと全国屈指の森林観光都市を目指す本市では、全国植樹祭以降も、毎年植樹祭を開催するなど、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施し、市民の森林・里山の循環及び保全に対する理解促進に努めています。

令和4年5月には、神奈川県及び公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催で、「緑の祭典“かながわ未来の森づくり”2022 in はだの」を開催しました。

(2) 本市は、環境省が選定した全国4地域の一つとして「里地里山保全再生モデル事業」を実施しています。

平成26年度には、「生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、市民やボランティア団体等と協働した里地里山の保全・再生・活用活動を推進しているほか、平成27年度には、生物多様性保全上重要な里地里山500箇所にも選ばれています。

(3) 令和元年度には、大正時代から約1世紀にわたり学校林として児童自らが自分の手で大切に育てた秦野産材（ヒノキ）を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村「ビレッジプラザ」に提供しています。

## 【重点要望事項】

(参考) 全国育樹祭の開催状況 (平成24年～令和6年)

全国育樹祭開催年	開催地	全国植樹祭開催年
平成24年	静岡県	平成11年
平成25年	埼玉県	昭和34年
平成26年	山形県	平成14年
平成27年	岐阜県	平成18年
平成28年	京都府	平成3年
平成29年	香川県	昭和63年
平成30年	東京都	平成8年
令和元年	沖縄県	平成5年
令和3年	北海道	平成19年
令和4年【予定】	大分県	平成12年
令和5年【予定】	茨城県	平成17年
令和6年【予定】	福井県	平成21年

※全国育樹祭は、第1回(昭和52年)から第47回(令和6年)まで、本県での開催はありません。開催地は、例年8月末に開催される国土緑化推進機構の定時総会で決定されます。

### 効果

選手村ビレッジプラザに当市の木材が使用されたことや緑の祭典の開催などを契機として、森林づくりに対する市民の関心が高まり、さらに、全国育樹祭の開催により、森林に対する愛情が培われ、市民主体の持続可能な森林づくりの推進、さらにカーボンニュートラルの実現に向けた取組みにつながります。

### 要望先

環境農政局緑政部森林再生課

【重点要望事項】

【一般要望事項】

一般要望事項

## 要望事項

- 1 南平橋から欠ノ上バス停先まで（約940m）の歩道の未整備区間（約200m）について、整備をお願いします。
- 2 秦才橋から下大槻バス停までの歩道等の整備をお願いします。

## 現状

県道62号（平塚秦野）は、「かながわのみちづくり計画」において、東名高速道路の秦野中井ICへのアクセスを強化する道路に位置付けられ、計画の熟度を高めていく重要な道路とされています。

当市から平塚市街、小田原厚木道路への主要なアクセス道路であり、車両通行量が多い反面、周囲には、集落や耕作地、特別養護老人ホームなどがあり、歩行者の通行や横断もあります。

- 1 南平橋から欠ノ上バス停先までの区間について、当区間である約940mのうち、約740mの区間で張出歩道が整備されていますが、歩行者等の安全が確保されていない未整備区間（約200m）があります。

この箇所について、令和3年5月に隣接地権者との境界が確定し、令和4年度より歩道整備に着手されるなど、事業が本格化されることから、更なる前進が期待されます。

- 2 秦才橋から下大槻バス停までの道路法面については、自然の法面であることから、浸食等による路肩やガードレールの崩落が懸念されていますが、令和元年度には、ガードレールの傾きを一部補修していただきました。

また、毎年、車両の通行に支障がある樹木（枝）を伐採していただいています。

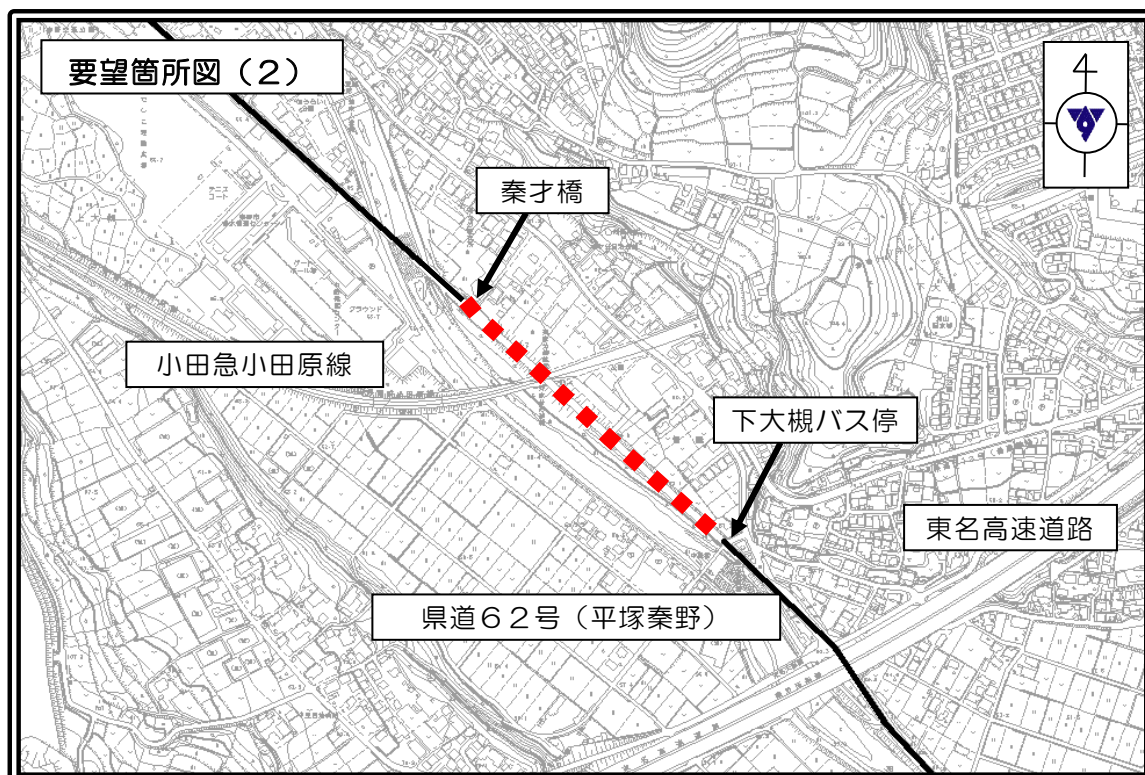
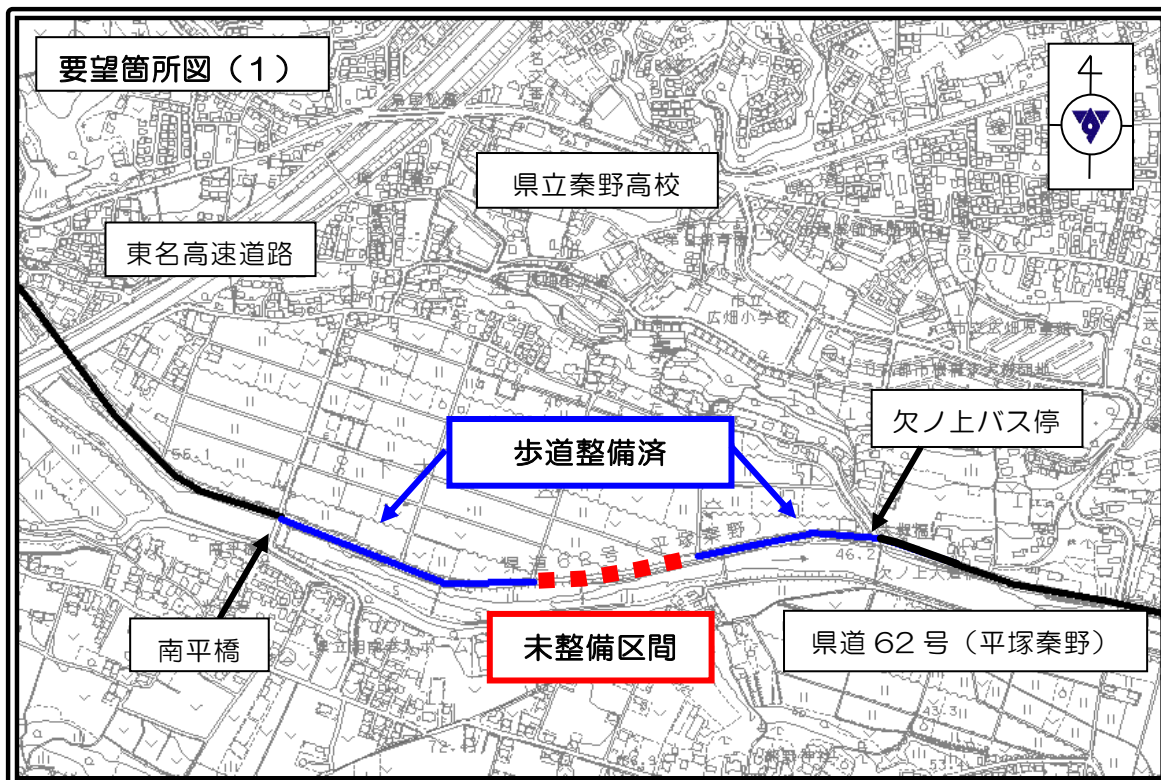
## 効果

法面及び歩道の整備により、安全な交通環境が確保されます。

## 要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



## 要望事項

鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、[道路改良整備](#)の事業化をお願いします。

## 現状

(1) 県道70号（秦野清川）は、自転車（ロードバイク等）で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、ハイキングなどで人気が高く、令和3年3月には、ヤビツ峠に観光拠点となるレストハウスを整備するなど、市内外から多くの観光客が訪れる道路です。しかし、当区間は、勾配がきつく幅員が狭いうえ、区間の一部に、歩道が整備されていない箇所があるため、自転車等のスピード超過により、歩行者の安全確保が課題となっています。

これらを受けて、平成25年度から、当市及び関係機関で組織する秦野市交通安全対策協議会が、ヤビツ峠を利用するサイクリストに交通ルールの徹底と自転車マナーの向上を図るため、年に1回キャンペーンを実施しています。

(2) 平成9年度に県にて当区間の道路改良に係る計画平面図を作成され、平成29年8月28日に当区間の歩道整備について、関係地権者から要望書（事業用地の協力文）が提出されています。

また、当区間の車道上に大鳥居があるため、上下線の道路が分流しており、見通しが悪くなっています。大鳥居付近では、令和元年度及び令和3年度に自動二輪車による重大事故が複数発生しており、早期整備を求める声が一層高まっています。

当区間の歩行者の安全確保が課題としてより浮き彫りになったことを踏まえて、県では反射式矢印版を設置されましたが、道路利用者の安全確保のため、早期の道路改良が必要です。

## 効果

歩道及び車道整備により、歩行者の安全な歩行空間が確保されます。

【一般要望事項】

要望先

平塚土木事務所





## 要望事項

- 1 オケ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間について、早期の歩道整備をお願いします。
- 2 サンライフ入口交差点から落幡バス停手前までの歩道について、令和10年度の完成目標に向けて、西側からの計画的な整備の推進をお願いします。
- 3 さなだ幼稚園前交差点改良（右折レーンの設置）について、令和5年度の完成目標に向けて、整備をお願いします。
- 4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの約660mの区間について、拡幅・改良整備の事業化をお願いします。

## 現状

- 1 一部区間については歩道が整備されていますが、歩道の未整備区間においては、用地交渉が完了している箇所から整備が進められています。  
令和4年度より未整備区間（40m）の歩道整備に着手されることから、更なる事業の推進が期待されます。
- 2 歩道幅員が確保されていないため、安全・快適な歩行空間が確保されず、危険な状況ですが、事業の優先度を認識していただき、令和2年度に事業化されました。  
令和3年度から県による測量調査が実施され、令和4年度より用地買収に向けた地元説明会の実施等を行うなど、事業が本格化されることから、更なる前進が期待されます。
- 3 当区間は、歩道幅員・車道幅員ともに十分でないことから、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたしています。  
なお、県では、東海大学北門バス停先からさなだ幼稚園前交差点先までの事業区間（約200m）において、順次用地交渉が進められており、当市側は約94%の用地取得率となっています。

## 【一般要望事項】

4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの区間（約660m）については、学生を中心に歩行者が多く、安全な歩行空間の確保が必要です。

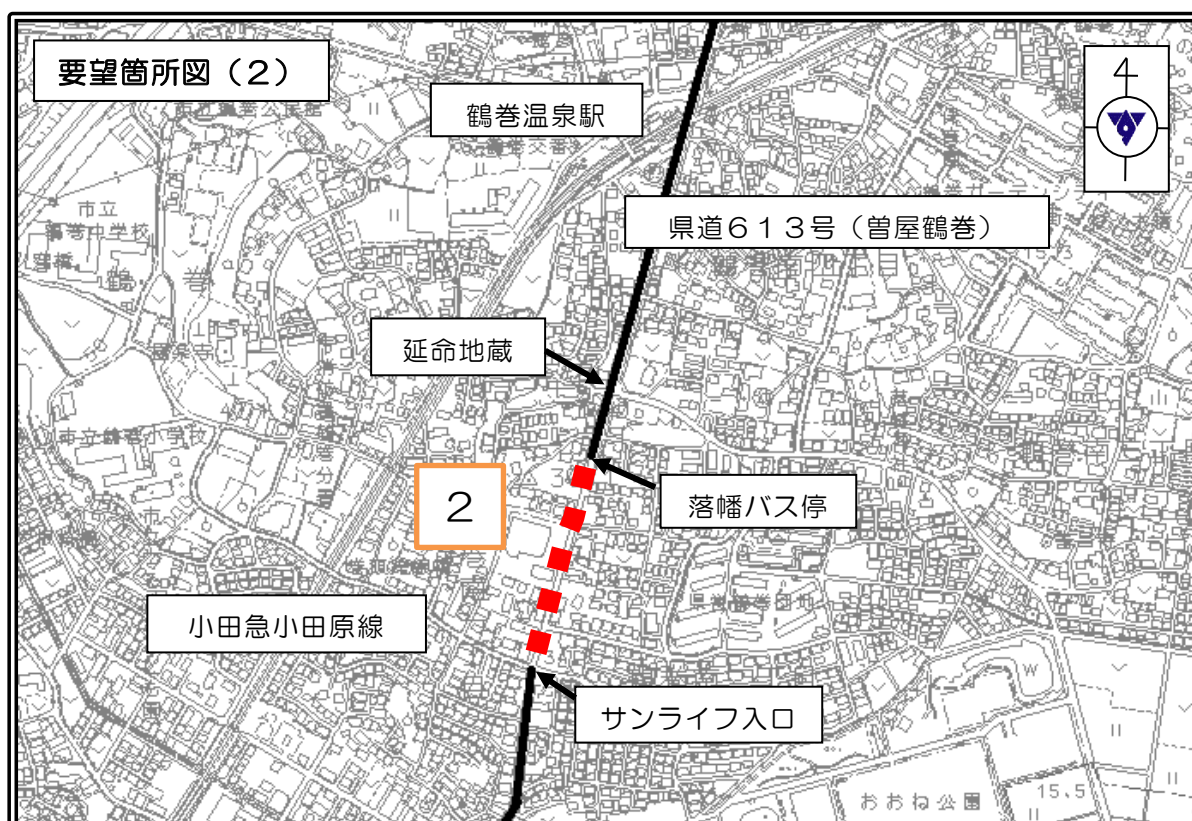
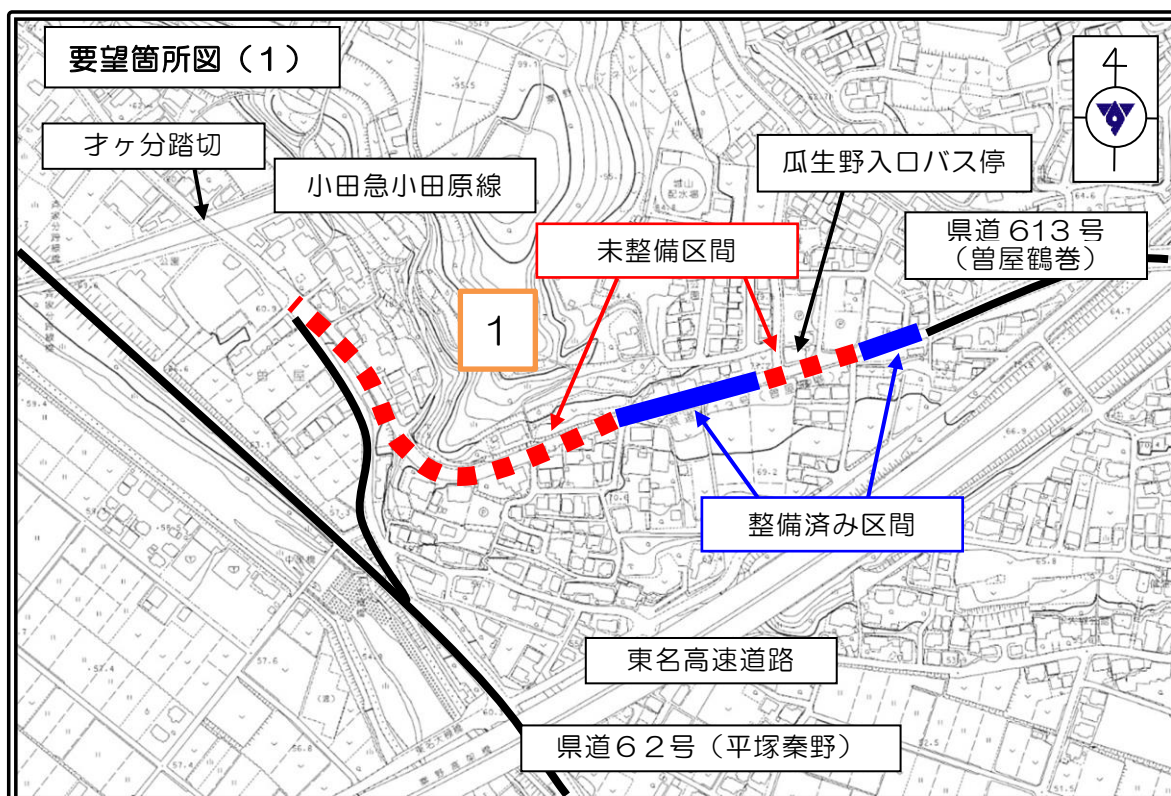
## 効果

- 1 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。
- 2 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。
- 3 右折レーンの設置により、交通渋滞が緩和され、円滑な交通が実現します。
- 4 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。

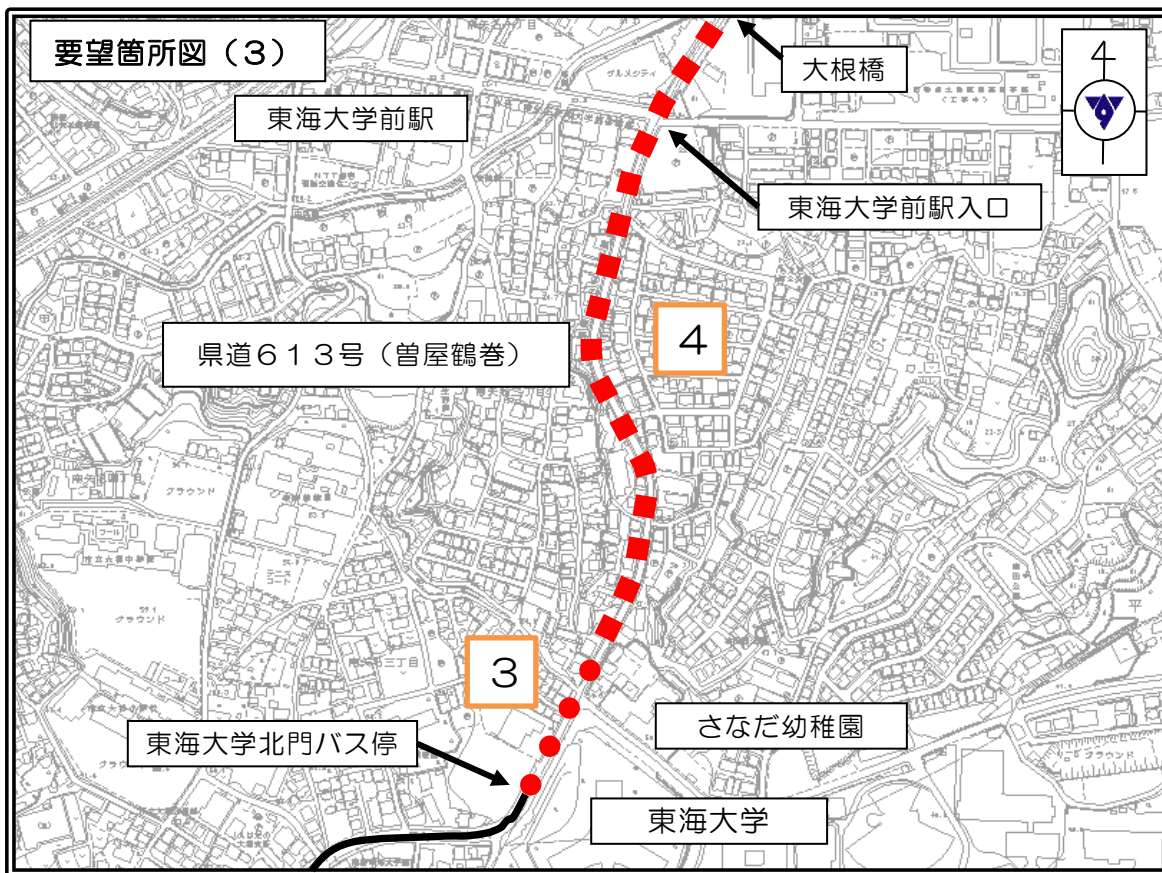
## 要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



【一般要望事項】



## 要望事項

中丸沢久保橋先から大山までの未整備区間の早期事業化及び新東名高速道路との交差により分断している区間（バイパス区間）の整備をお願いします。

## 現状

(1) 県道701号は、伊勢原市大山の霞橋から秦野市寺山に至る約4.9kmの道路です。

秦野市寺山の県道70号との交差点から寺山角ヶ谷戸地区までの約380mについては、拡幅改良整備がされましたが、秦野市蓑毛の久保橋先から大山までは、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除いて、大部分がハイキングコースのような状況にあり、軽車両すら通行できない未整備区間となっています。

本市では、伊勢原市はもとより、県にも参加いただき、この整備に向けての課題を整理するため、勉強会を始めています。

(2) 新東名高速道路と交差する区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「完成が見込まれる主な道路」に位置付けられており、すでに事業用地は取得されています。

しかし、新東名高速道路の開通後も分断されている状況であり、整備が見送られていますので、道路としての機能を確保するため、早期の整備が必要です。

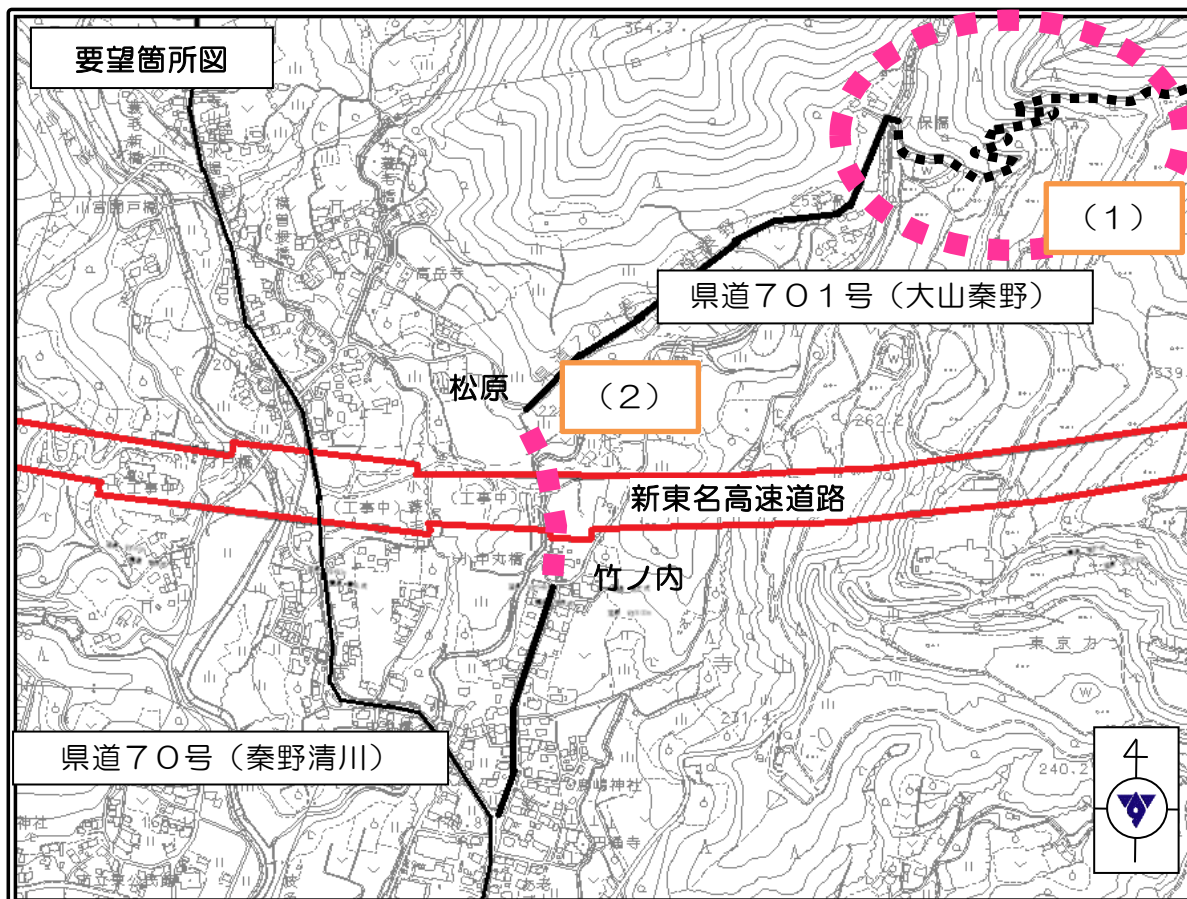
## 効果

県道701号（中丸沢久保橋先から大山までの区間）は、「かながわのみちづくり計画」において、「大山と秦野を結ぶ観光交流の促進に資する道路」として、「将来に向けて検討が必要な道路」に位置付けられており、当該道路の整備は、県が取り組んでいる広域での観光魅力づくりにも寄与し、周辺地域に大きな経済効果をもたらすことが期待できます。

【一般要望事項】

要望先

県土整備局道路部道路企画課  
平塚土木事務所



## 要望事項

秦野橋先から本町四ツ角交差点までの歩道における電線共同溝の整備をお願いします。

## 現状

(1) 県道704号（秦野停車場）は、当市の中心部に位置し、多数のバス路線が集中するだけでなく、大規模店舗への連絡や国道246号へ接続するなど交通量の非常に多い道路です。

(2) 当区間は、商店街でもあり、歩行者の通行量も多い状況ですが、狭い歩道に電柱が敷設されており、歩行者の安全確保が求められています。電線共同溝の設置等により、幅員確保も含めた事業化を要望しています。

(3) この道路は、県が指定する第2次緊急輸送道路にも位置付けられており、地震等の大規模災害発生時には、救助活動を行う人や救援物資を運ぶための道路として重要な役割を担うため、道路施設の防災対策としても優先して行う必要があります。

(4) 現在、県道704号と交差する市道6号線において、歩道拡幅工事に併せた電柱の地中化を推進しています。

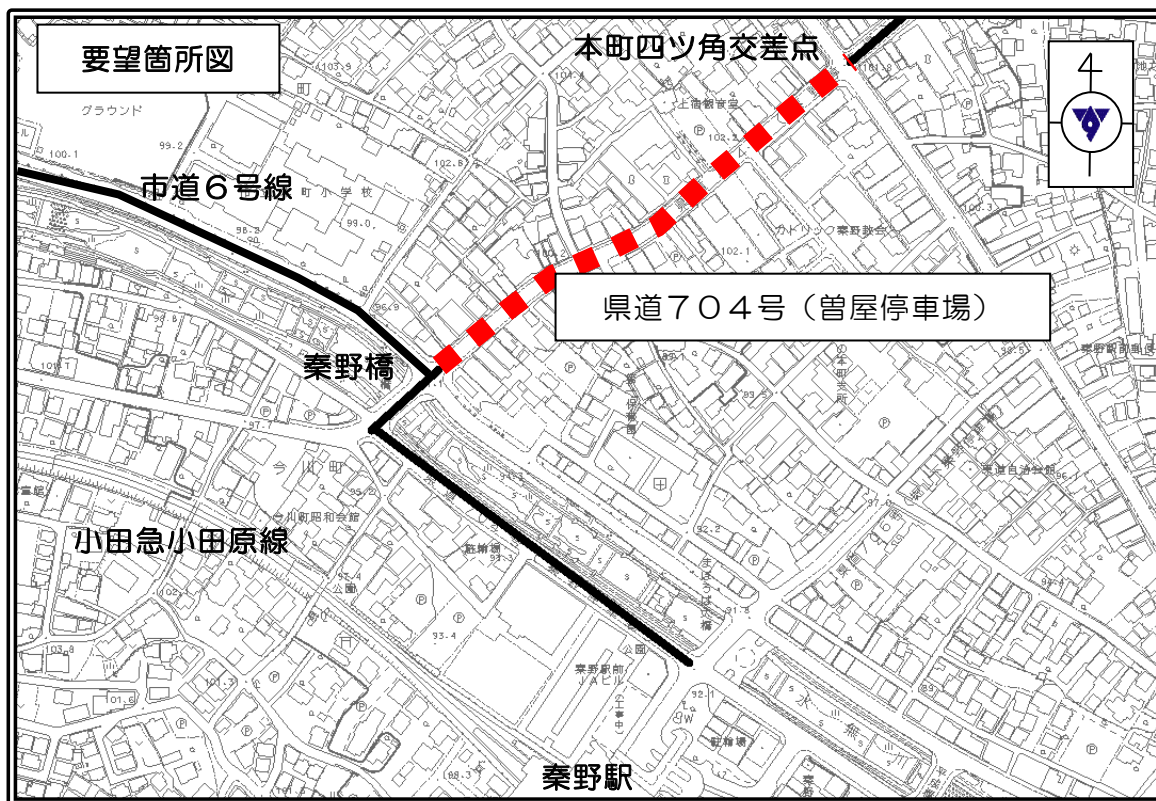
## 効果

歩行者の安全な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等緊急輸送道路としての安全性が高まります。

## 要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】





## 要望事項

近年、激甚化している自然災害は、全国各地で大きな被害をもたらしており、本市においても、金目川や四十八瀬川等での護岸の崩壊や大根川で内水氾濫が発生したほか、市道や農道が崩落し通行止めになるなど、市民生活に重大な支障をきたす事例が発生しています。

このような事態を未然に防ぎ、市民の生命財産を守るため、引き続き河川の護岸整備等の促進をお願いします。

## 1 大根川

(1) <sup>ひので</sup> 陽橋から大根橋までの区間

## 2 室川

(1) 堀田橋から寺井橋までの区間

(2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間

## 3 金目川

(1) 葛葉川合流部から天王下橋までの未整備区間

(2) 金目川橋から神奈川病院西側までの未整備区間

## 4 四十八瀬川

(1) 甘柿橋から上流（才戸橋まで）

ア 里山整備と一体となった護岸整備

イ 親水広場を兼ねた川床の整備及び階段型親水護岸の設置

(2) 甘柿橋から下流の護岸整備

(3) 生物多様性の環境回復のための魚道整備

## 現状

1 大根川の<sup>ひので</sup>陽橋から大根橋までの約200m区間は、令和3年度に河床整理を実施していますが、豪雨時には浸水被害の恐れがあるため、早期の整備が必要です。

2 室川については、流水による護岸の浸食等が発生しており、川幅も狭いため、豪雨時には氾濫などの恐れがあります。

## 【一般要望事項】

(1) 当区間は、用地交渉が開始されていますが、新たな河川設計に対して地権者の理解が得られず、交渉が進んでいません。

通行者の利便性向上のため、当市では、県の護岸整備に先行して、令和4年度に寺井橋西側の暫定的な拡幅工事を実施します。

(2) 当区間は、鶴巻橋上流までは護岸工事が完了しています。引き続き小田急線軌道横断部までの整備が必要です。

3 金目川については、護岸工事が完了している区間は自然との調和が取れた整備が行われていますが、未整備区間は荒廃が著しい状況となっているため、豪雨時には氾濫などの恐れがあります。

4 四十八瀬川については、令和元年の東日本台風による被災箇所への復旧のため、県による護岸整備が行われましたが、里地里山と共生する環境整備として、親水施設の整備が必要です。

また、当河川は、鮎などが遡上する姿が見られますが、過去の堰堤整備により魚の行き交いが遮られている箇所があるため、魚道の整備が必要です。

## 効果

護岸等の補強工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぐことができます。

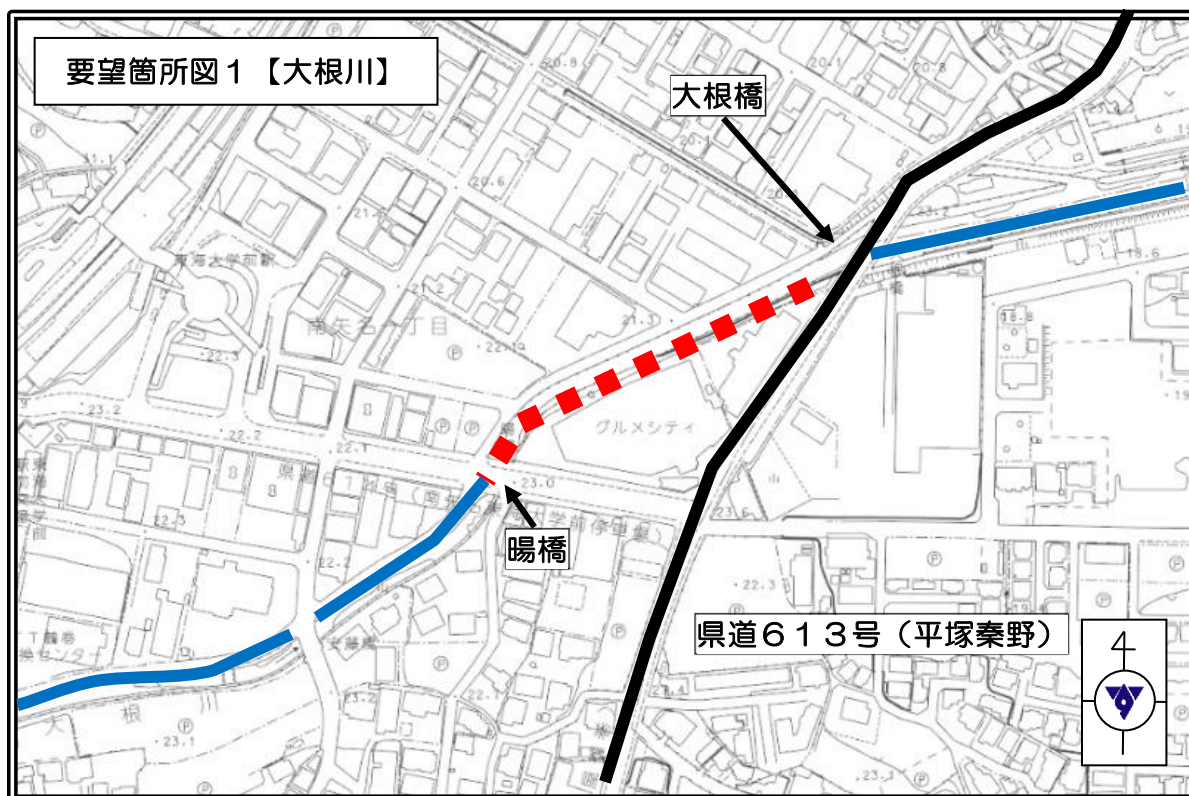
また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

## 要望先

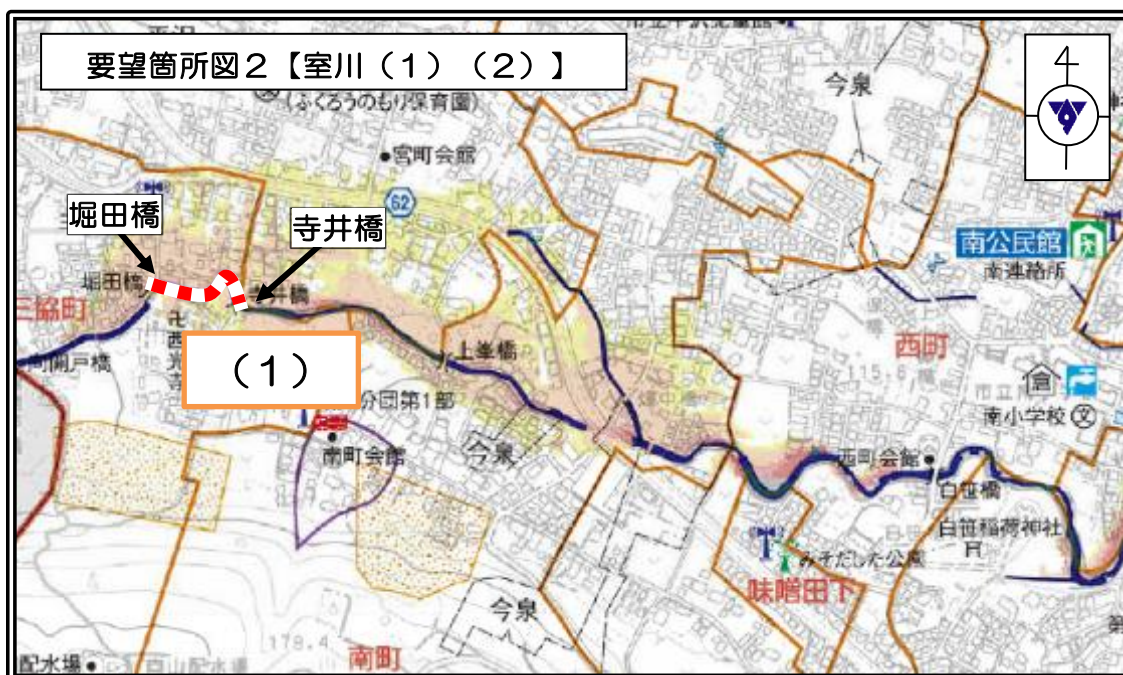
県土整備局河川下水道部河川課

平塚土木事務所

【一般要望事項】



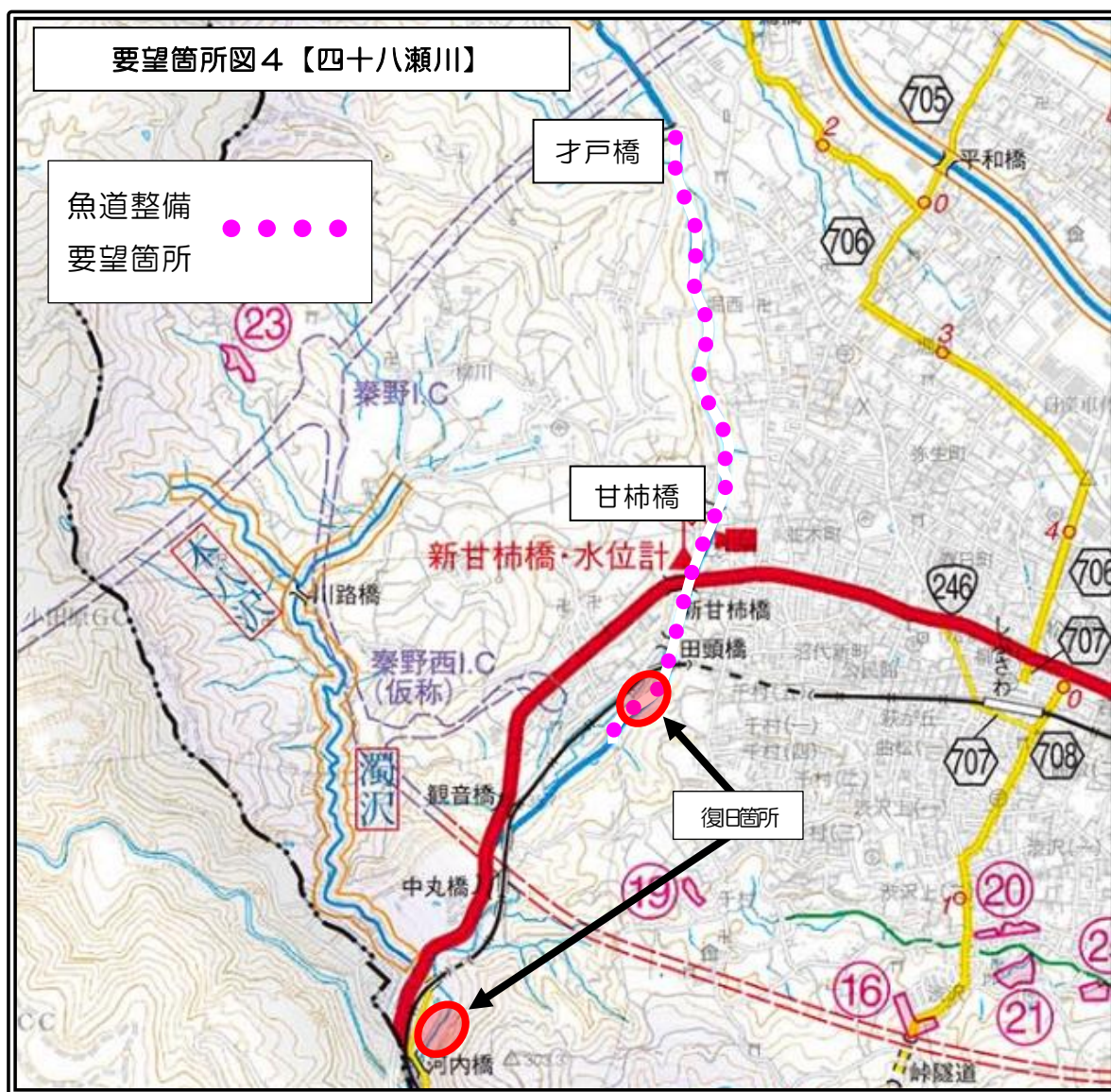
【一般要望事項】



【一般要望事項】



【一般要望事項】



要望事項

農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床の浸食防止策を講じるようお願いします。

現状

当市の農業用取水施設の多くは、河川の自然水位から直接取水する自然取入れ方式ですが、近年、河床の浸食などにより農業用水の安定した供給が難しくなっています。特に、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）は、河床の浸食が著しく、取水が困難な状況が生じています。

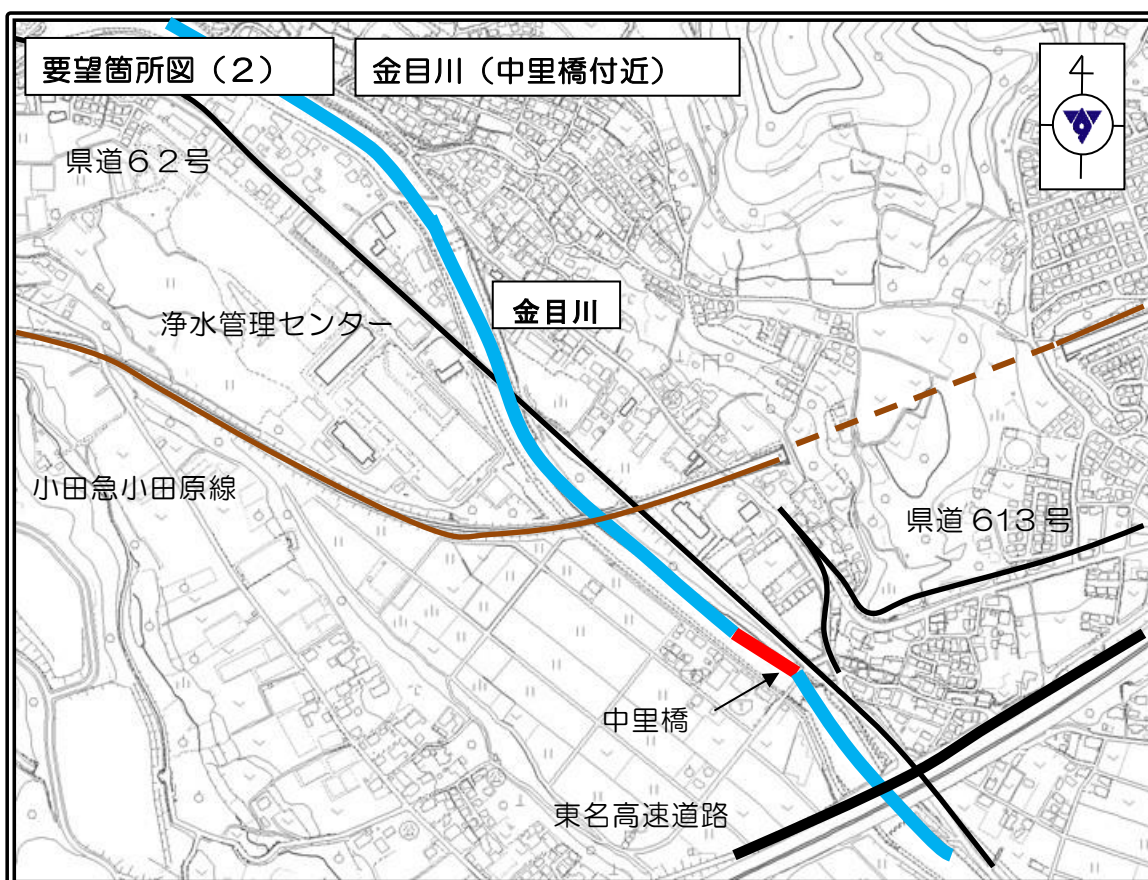
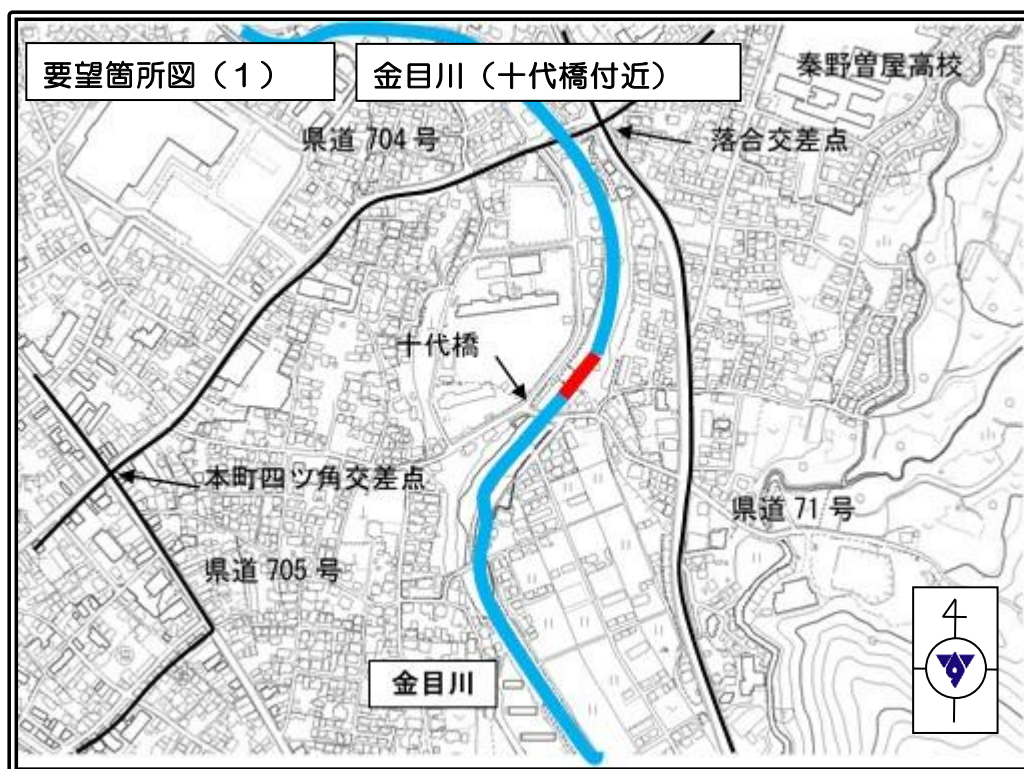
効果

河床の浸食等が著しい箇所を整備（根固め工）することにより、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

要望先

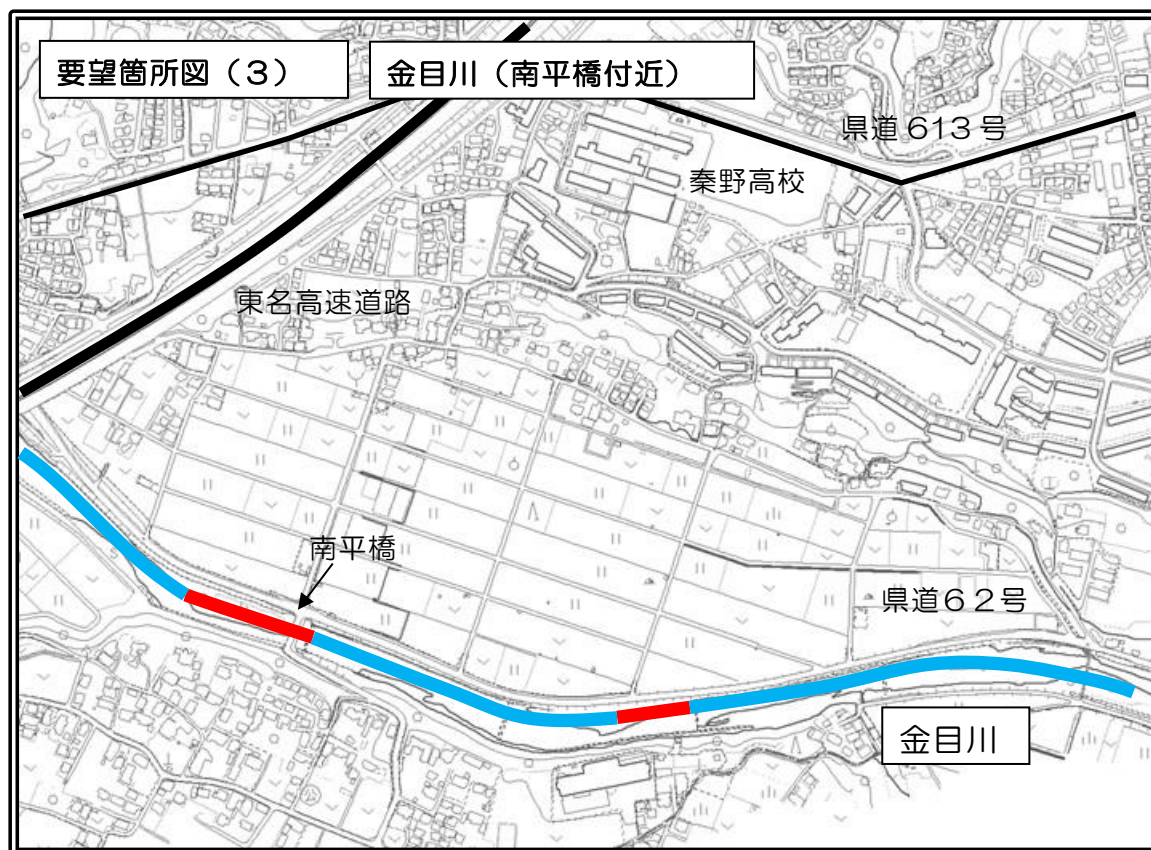
県土整備局河川下水道部河川課  
平塚土木事務所

【一般要望事項】





【一般要望事項】



【根固め工の例】

根固め工の部分



自然のままの河床  
水流で深くえぐられる

【農業用水取水の様子】



中央奥から堰上げを行い、水位を上げ、農業用水路に水を引き込んでいる。

【一般要望事項】

## 要望事項

二級河川水無川の富士見大橋から新常盤橋の間約2,400mについて、堆積した土砂を取り除く<sup>しゅんせつ</sup>浚渫工事をお願いします。

## 現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、近年の大雨等の影響で、大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなったりした箇所があります。特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所が多数あり、大雨時でも土砂が流出できない状況です。

(2) 近年の集中豪雨では、急激に河川の水位が上昇し、水があふれて、周辺宅地への浸水や道路冠水が発生しています。河川沿いには民家、市庁舎、文教施設等が隣接しており、集中豪雨時には浸水・冠水の危険が高まります。

令和元年の東日本台風の際には、常盤橋から新常盤橋までの間は河川敷と道路の高低差が少ないため、越水直前まで水位が上昇しました。

さらに、令和3年7月3日に発生した豪雨でも川の水位が大幅に上昇するなど、浸水・冠水の危険性が一層高まっています。

(3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市庁舎、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

(4) 市内河川の避難判断水位及び氾濫危険水位が改正され、判断基準がより低水位（判断注意水位が水無川下流金目川中里橋で△1.7m）となったことから、避難情報発表までの猶予が少ない状況にあります。

## 【一般要望事項】

(5) 令和2年度及び令和3年度と水無川において整地整備を行っていただいておりますが、県においては、「都市河川重点整備計画（かながわセイフティリバー50）」を策定し、過去に水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に整備を進められています。こうした水無川の現況は、同計画に準じた重点的な整備が必要であると考えます。

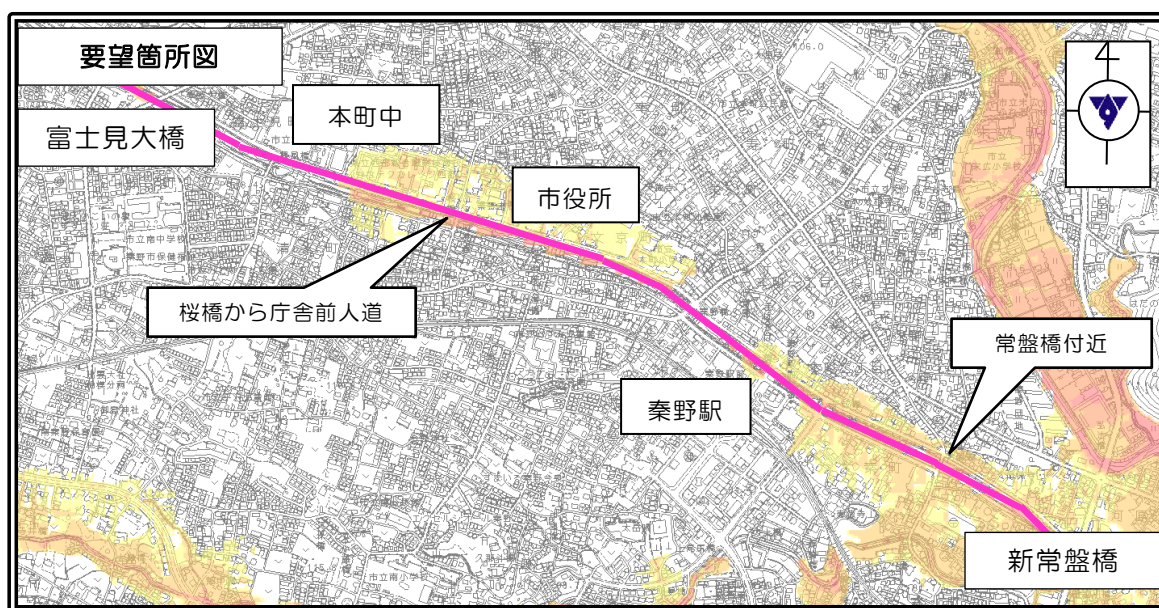
### 効果

河床の浚渫により堆積した土砂を除去することで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

### 要望先

県土整備局河川下水道部河川課  
平塚土木事務所

【一般要望事項】



【平常時の様子】（桜橋付近）



【令和3年7月3日豪雨時の様子】（桜橋付近）



【一般要望事項】

## 要望事項

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所については、市民の安全・安心のため、崩壊防止事業を早期に完了するようお願いします。

【指定箇所】

東田原地区

2 次の箇所について、新たに急傾斜地崩壊危険区域としての指定をお願いします。

【指定要望箇所】

大椿台地区、南矢名B地区、曾屋地区、下大槻南平地区

## 現状

(1) 当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。

すでに市内20箇所急傾斜地の法指定を受け、このうち19箇所は崩壊防止工事が完了し、残る1箇所（東田原地区）は昨年度から事業化されました。

また、令和4年度の法指定に向けて事業説明会を予定している南矢名B地区を含め、指定要望箇所計4箇所についても、急傾斜地崩壊危険区域としての早期指定及び事業化が求められています。

(2) 令和4年1月、国の地震調査研究推進本部は、南海トラフ沿いで発生する大規模地震が今後30年以内に発生する確率を「70～80%」としております。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事等の早期対応が求められています。

(3) 令和3年7月3日に発生した豪雨により、当市においても、大椿台、南矢名B地区及び東田原地区で土砂災害が発生しています。特に東田原地区では、平成29年と令和元年に続き、斜面が崩落し土砂が住居内に流入するといった被害が生じました。

## 【一般要望事項】

また、下大槻南平地区についても、令和元年の東日本台風による土砂災害が発生しており、今後の強雨によって露出した斜面の更なる崩壊が懸念されます。なお、要望箇所は、令和3年5月に県により土砂災害特別警戒区域（急傾斜）に指定された区域が含まれており、早急な整備が必要です。

## 効果

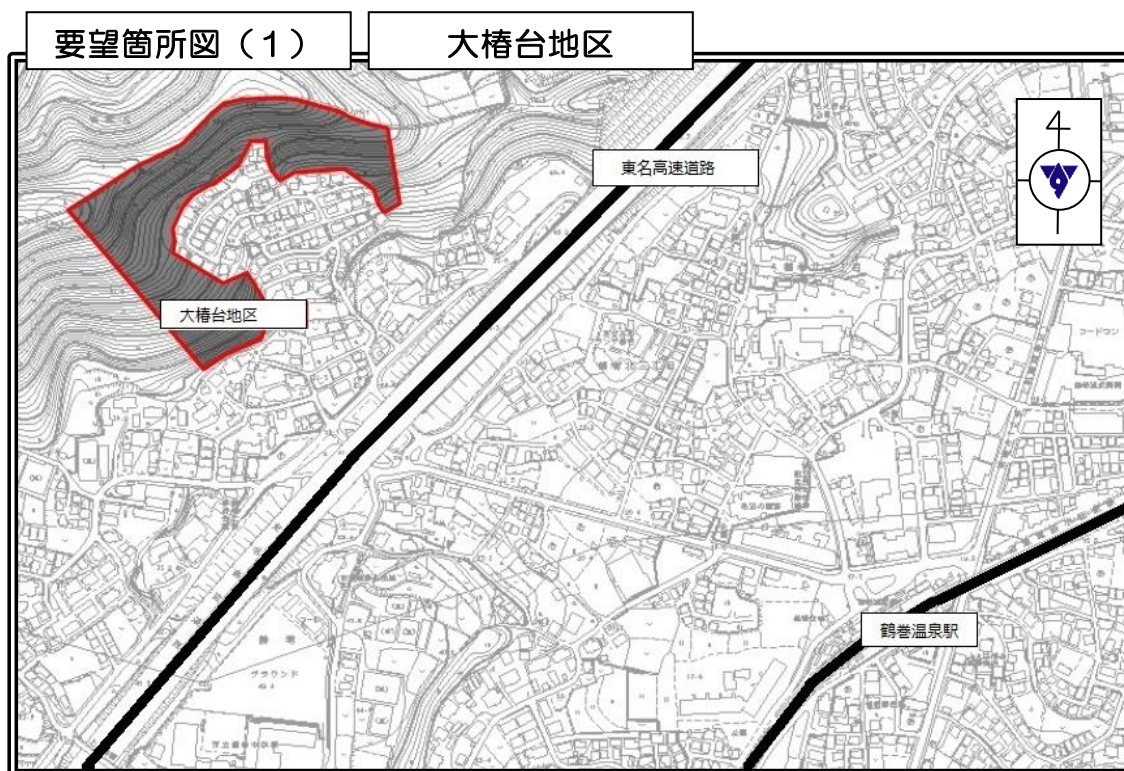
急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼします。崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

## 要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課  
平塚土木事務所  
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課



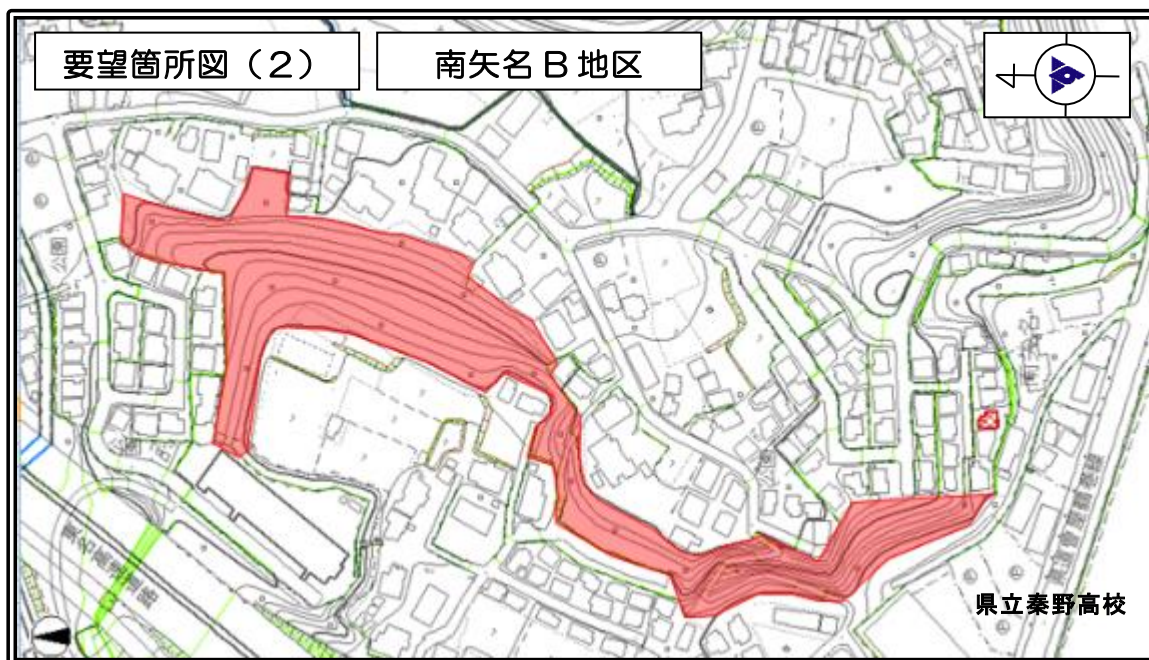
【一般要望事項】



令和3年7月3日の豪雨による被災箇所



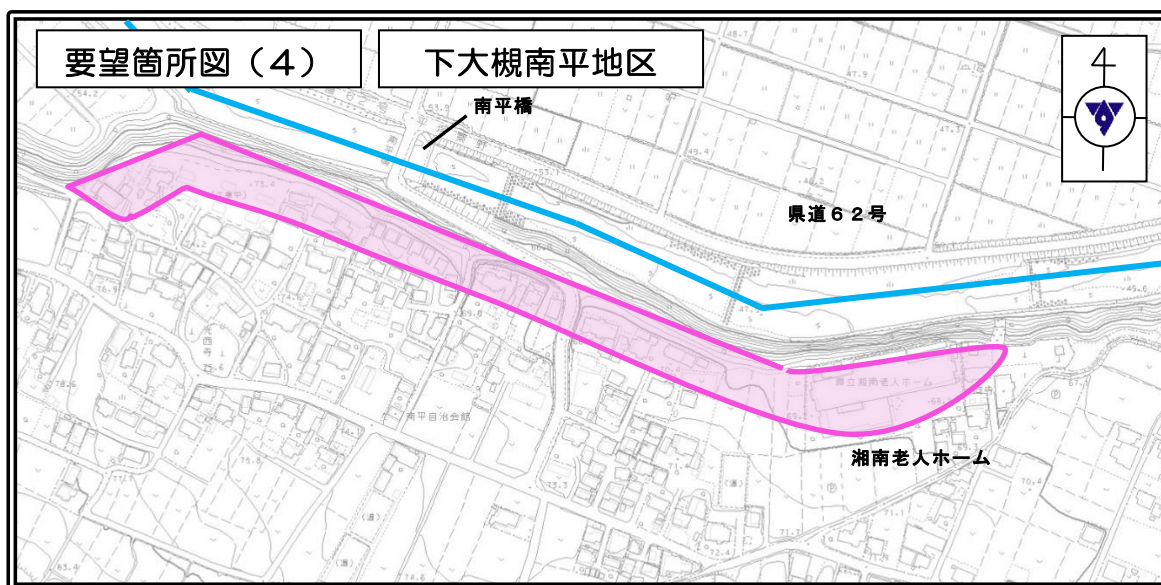
【一般要望事項】



令和3年7月3日豪雨による被災箇所



【一般要望事項】



【一般要望事項】

## 要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害防止対策の推進に関する法律の指定を受けた土砂災害警戒区域内の砂防指定地に砂防堰堤の建設をお願いします。

## 現状

(1) 唐沢川流域（横野）及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢（横野）及び山居沢（横野、菩提及び戸川）とともに、平成25年12月に土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されたため、土砂災害対策が急務となっています。

(2) 平成27年度から暫定的に、当市が土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。

(3) 唐沢川の流域には、当市が広域避難所に指定している学校施設（北小学校、北中学校）が含まれていることから、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の建設が不可欠です。

(4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤工事の必要性が特に高い箇所と考えます。

## 効果

砂防堰堤の建設により土石流の発生が抑止でき、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

## 要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課  
平塚土木事務所

【一般要望事項】



## 要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定区域における砂防事業の継続をお願いします。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1 西沢（名古屋） | 2 延沢（落合）    |
| 3 東沢（蓑毛）  | 4 蛇久保沢（北矢名） |

## 現状

## 1 西沢（名古屋）

平成30年度から令和元年度にかけて、素掘りのトンネルの健全度調査が実施されました。

その調査結果を踏まえて、市道61号線との交差点にある素掘りトンネルの改修のため、令和3年度に仮設迂回道路の設置が行われ、令和4年度から令和5年度にかけてボックスカルバート工が進められます。

さらに、令和6年度から令和10年度にかけて、護岸工事も進められます。

今後、本トンネルの計画的な改修工事が進められるとともに、市道（名古屋12号線）との交差点にある素掘りトンネルの改修工事についても検討が必要です。

## 2 延沢（落合）

毎年約20mのスパンで通常砂防工事が進められており、全体320mのうち80mの整備が完了していますが、引き続き継続した整備が必要です。

## 3 東沢（蓑毛）

砂防堰堤5基の内、4基が整備済みであり、残る1基の堰堤の整備が必要です。

## 4 蛇久保沢（北矢名）

平成28年度に測量調査が実施されましたが、引き続き事業の継続が必要です。

## 【一般要望事項】

### 効果

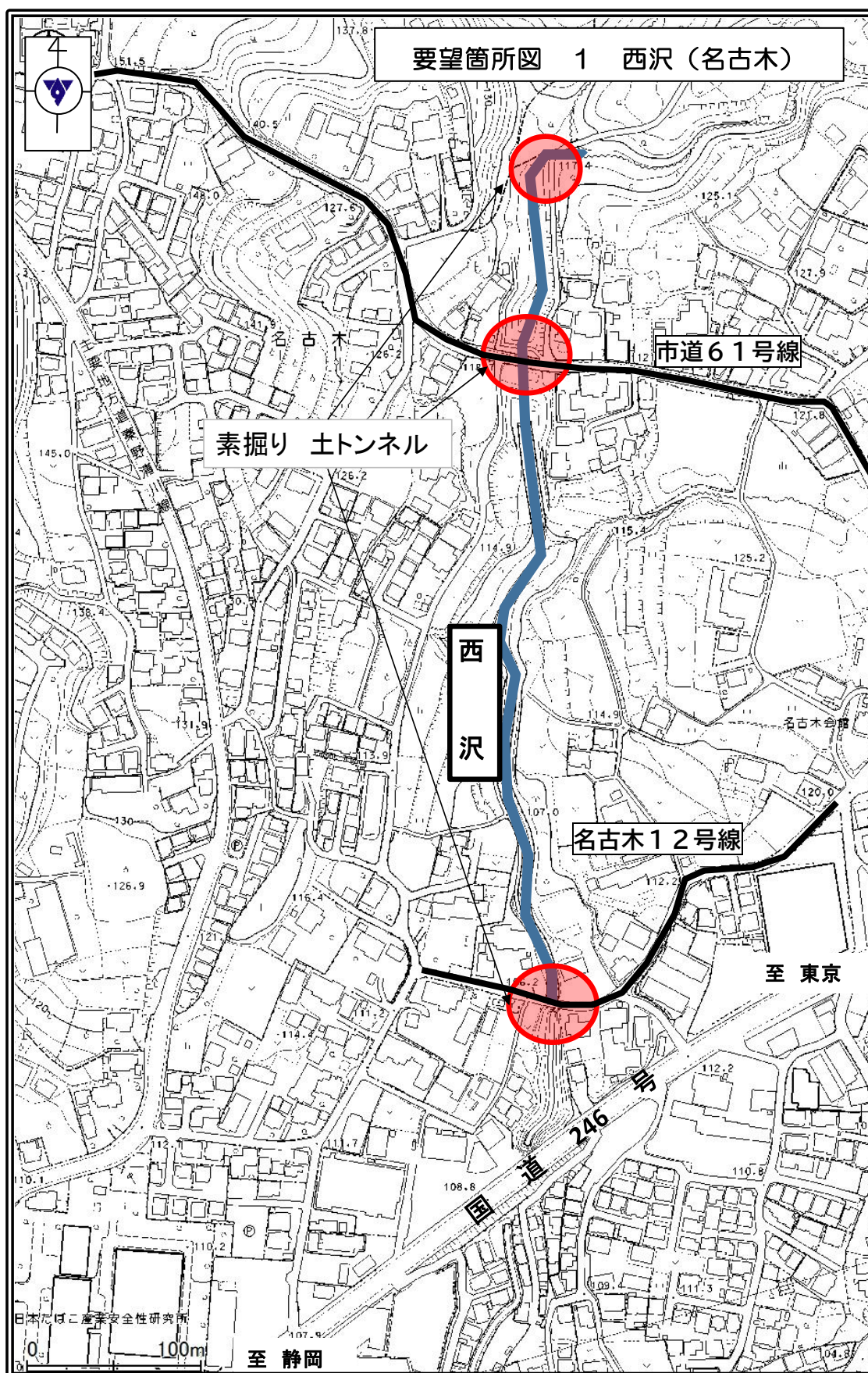
護岸や堰堤等の砂防設備などを整備することで、下流域での土砂の流出による被害（土石流等）を防止できます。

### 要望先

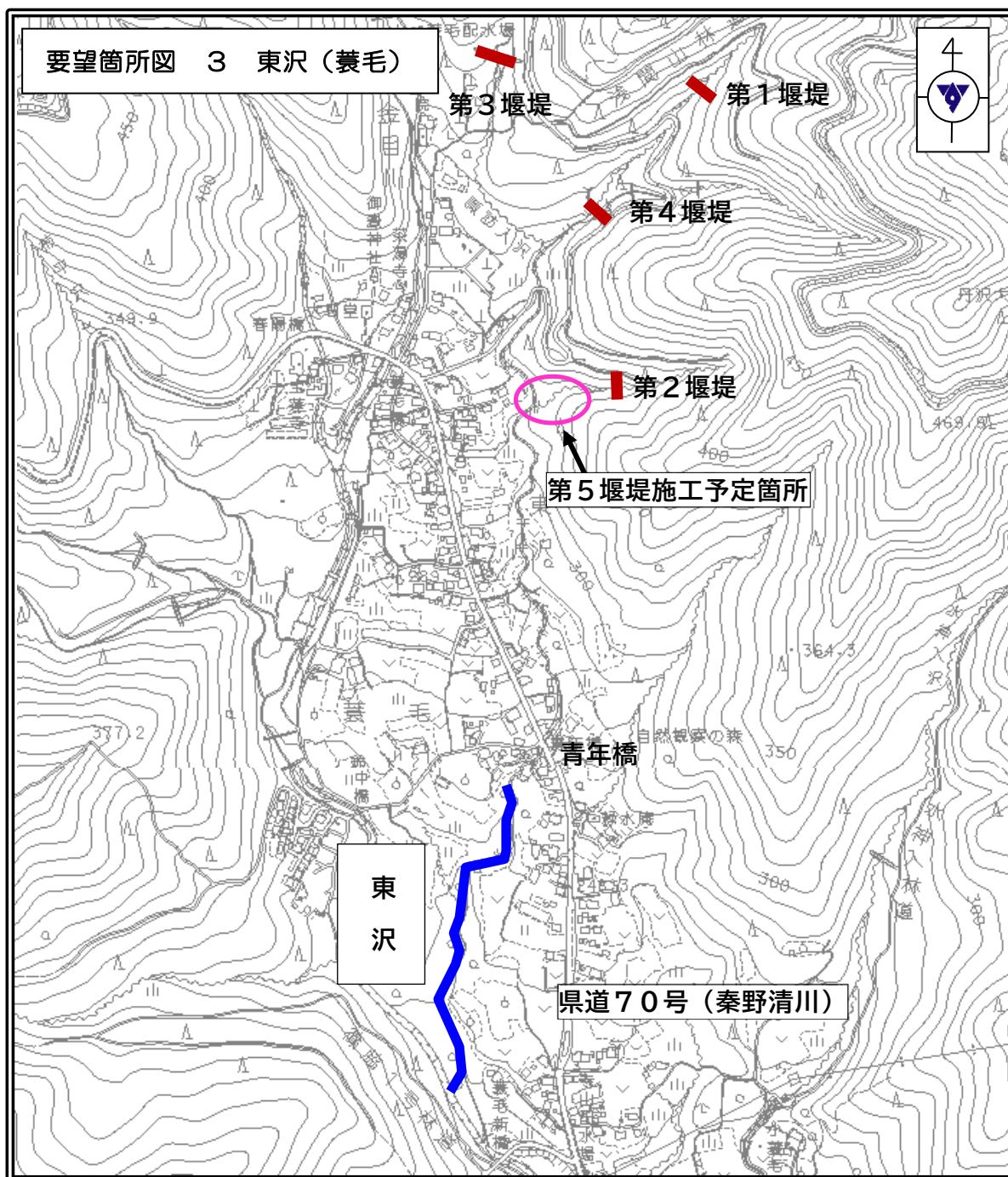
県土整備局河川下水道部砂防海岸課  
平塚土木事務所



【一般要望事項】







【一般要望事項】



## 要望事項

指定保安林のうち、住宅が隣接しているなど、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業をお願いします。

特に、堀水路については、保安林の現況調査を実施していただき、水路機能に影響のないよう法面の左岸護岸整備など、抜本的な安全対策を早急をお願いしますとともに、市が災害応急措置として実施する際には行政手続きの支援をお願いします。

## 現状

(1) 当市の堀水路や矢坪沢は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、近年の集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。

道路排水は道路計画に基づき放流されるものですが、新東名高速道路（秦野区間）の開通に伴い、流量の増加が見込まれ、浸食の進行が見られる箇所では崩落の危険性が増しています。

さらに住宅などが隣接している下流域に流出した土砂が流れ込んだ場合、更に多くの被害が発生する危険性があります。

また、令和3年5月には、堀水路及び矢坪沢ともに、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(2) 当市では、堀水路について浸食崩壊対策として平成19年度から平成29年度に大倉から堀大橋までの区間（2Km）を測量業務委託し、平成26年度から平成28年度には下流域において保安林以外の区間（140m）を水路整備事業（市単）として、護岸工事（右岸）を実施しました。

## 【一般要望事項】

(3) 令和元年の東日本台風では、堀水路において堀大橋先の暗渠入口部に流木と土砂が堆積し、水流が水路を超えて住宅地に溢水したことにより、床下浸水の被害が発生しました。

この浸水被害を踏まえ、当市では、令和2年度に、大倉から新東名高速道路付近までの開水路である区間(1.5Km)について、水路機能に支障となる倒木や法面崩壊状況の調査を実施するとともに、下流部については投棄された廃棄物の除去を行い、未整備であった護岸工事(右岸9.1m)を実施しています。

また、令和3年度は、保安林側の一部市有地である箇所について、護岸工事(左岸3.9m)を実施しています。

### 効果

(1) 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

(2) 住宅などが隣接している下流域への土砂流出を防ぐことで県が実施している河床浚渫や河川整備の進捗にもつながります。

また、下流域にある堀大橋付近の崩壊対策として、左岸における護岸工事を早期に実施することで市民の不安を解消し、安全で安心な生活につながります。

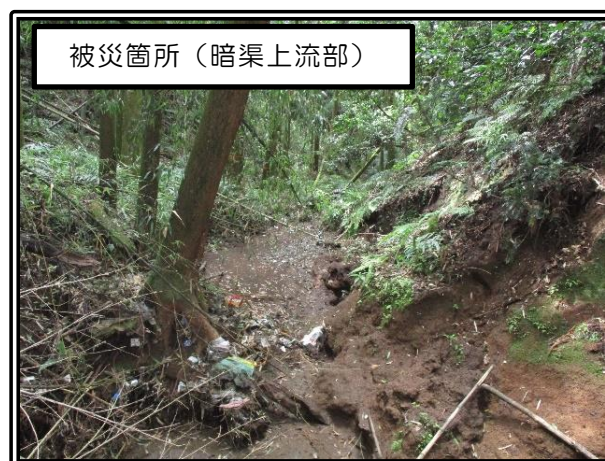
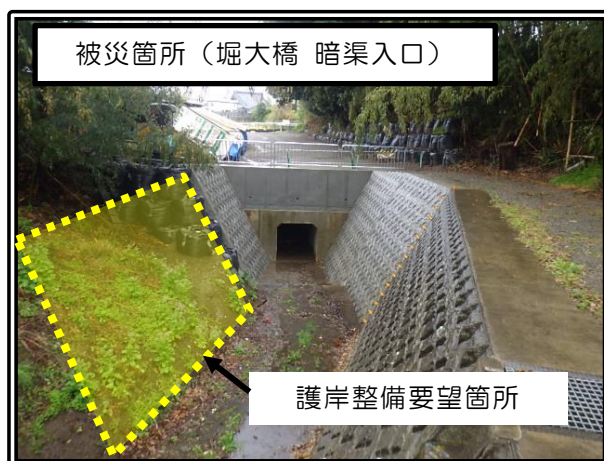
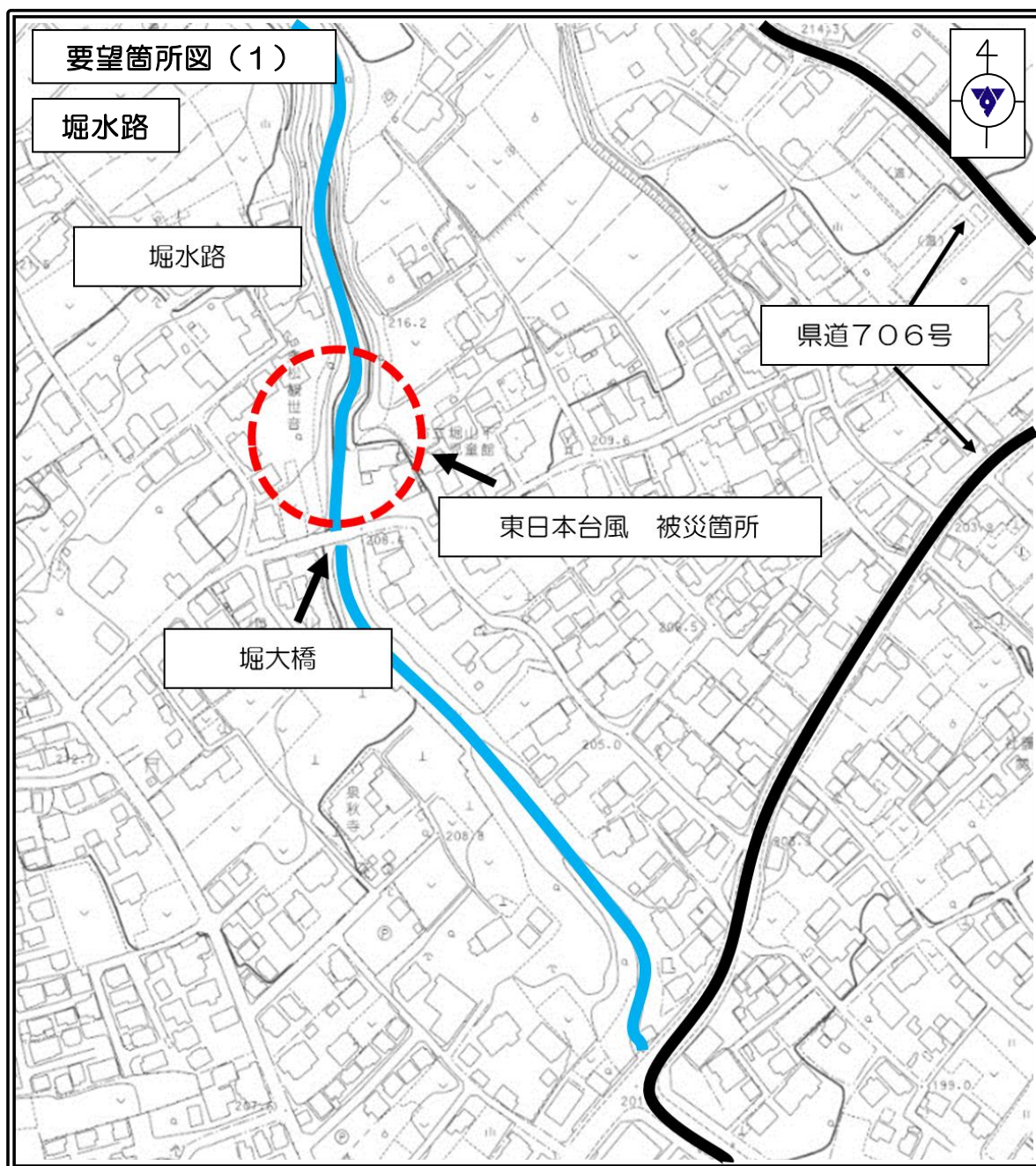
### 要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

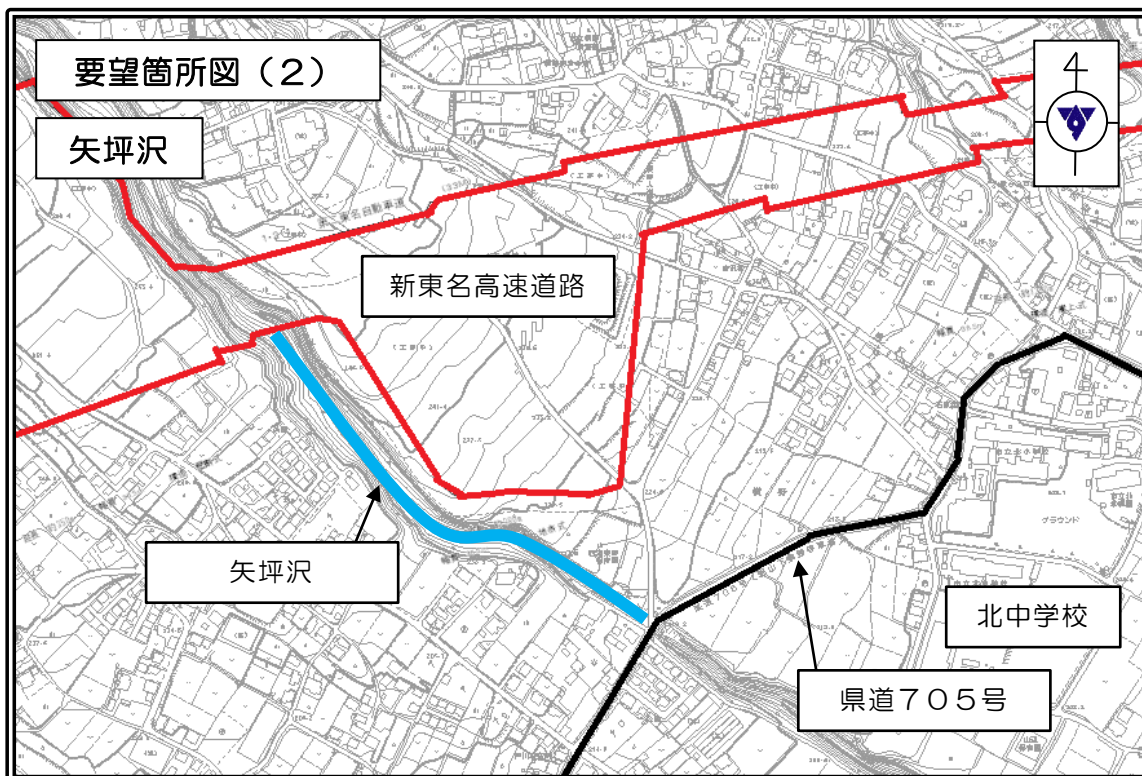
環境農政局緑政部森林再生課

湘南地域県政総合センター農政部森林課

【一般要望事項】



【一般要望事項】





要望事項

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件を見直すようお願いします。

- (1) 水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。
- (2) 補助対象事業に、維持管理や更新を加えること。

現状

(1) 県では、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「第4期計画」という。）のもと、水源環境の保全・再生の取り組みを進めており、当市は「地下水を主要な水道水源としている地域」として地下水保全の推進地域に位置付けられています。

市営水道の主要な水源を地下水に頼っている当市では、下水道等の集合処理に適さない地域において、生活排水による河川の水質汚濁等を防ぐため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

しかしながら、水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）における補助対象地域は、当市内の四十八瀬川（酒匂川水系）流域の市街化調整区域に限定されています。

地下水が豊富な当市の市営水道の水源を守るためには、市街化調整区域全域を対象とする生活排水処理施設の整備促進が必要です。

(2) 市街化調整区域の生活排水処理について、当市では、個人設置型合併処理浄化槽で対応することとしています。平成12年の浄化槽法の改正から21年が経過し、早期に整備（転換）した合併処理浄化槽は更新の時期を迎えます。しかし、維持管理や更新は第4期計画における合併処理浄化槽の補助対象事業とされていないため、市街化調整区域の市民には特別の負担が生じます。

## 【一般要望事項】

### 効果

(1) 水源環境保全税は、主に受益を受ける市街化区域の市民だけでなく、水源環境の保全を担う市街化調整区域の市民にも賦課されているため、水源地域の指定を市街化調整区域全域に拡大することにより、受益と負担の均衡が図られます。

(2) 補助対象事業に維持管理や更新を加えることにより、市民負担の軽減が図られるとともに、水道水源の保全が促進されます。

### 要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

## 要望事項

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、本市が実施する広域獣害防護柵の点検調査や、管理捕獲の強化などの取組みに対する所要額の確保
- (2) ニホンザル日向群や丹沢湖群等、群れが適正規模となるよう、有効な管理対策
- (3) 近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し、並びに管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援
- (5) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

## 現状

(1) 本市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めています。

しかし、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生への警戒や、丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じています。

## 【一般要望事項】

(3) イノシシについては、農業被害が、市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要が生じています。

(4) CSF（豚熱）まん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進する等、捕獲圧を高める必要が生じています。

また、CSF（豚熱）の収束が見えないことから、捕獲従事者が、感染区域内で使用した靴、衣類、車両についての消毒作業等の負担軽減が引き続き求められています。

(5) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

### 効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全が図られます。

### 要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

要望事項

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立ち入り調査や調査結果に基づく指導など、連携強化をお願いします。

現状

(1) 当市の焼却施設については、老朽化に伴い、2施設から1施設へ移行する予定です。そのため、1施設での焼却体制に向けた可燃ごみの減量が急務となっており、「草木類の分別収集」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を4つの柱に据え、可燃ごみの減量、資源化に取り組んでいます。

また、更なるごみの減量と資源化のために、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」に基づく製品プラスチックの資源化に向けた検討を行っています。

(2) 事業系ごみについては、令和2年度、令和3年度の2か年で、事業系一般廃棄物を排出している市内全事業者（約3,200社）への訪問調査を実施し、事業系一般廃棄物への産業廃棄物や資源物の混入状況を把握するとともに、分別の徹底について指導を行っています。

また、令和3年度からは、他の事業者の模範となる優良事業者の認定制度を推進し、協力事業者の拡大に努めています。

(3) 県でも、産業廃棄物である廃プラスチック類のリサイクル方法や取り扱い業者を紹介するなど、適正処理の啓発をされていますが、市町村の焼却施設における廃プラスチックをはじめとする産業廃棄物の混入は依然として多い状況にあります。

## 【一般要望事項】

### 効果

産業廃棄物が適正に処理されることで、事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入が抑制され、可燃ごみの減量が促進するとともに、「プラスチックゼロ宣言」に基づく廃プラスチック等の資源化が推進されます。

### 要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

## 要望事項

障害者の就労支援機能強化のため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」（以下「就業支援センター」という。）に位置付けるようお願いします。

また、実現するまでの間、地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけをお願いします。

## 現状

(1) 国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業支援センターの設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口80万人当たり1箇所を目安とする方針を示しています。

県では、障害保健福祉圏域ごとに1箇所設置するとし、県内8カ所に設置されていますが、「地域共生型社会」実現のためには、就労支援の充実を図り、障害者の自立を促すことが重要であり、地域の実情に応じて同一圏域内に複数設置する必要もあると考えます。

就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや障害者職業センターと連携を密に取りながら、障害者の就労支援を行っています。

当市の属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターは、平成20年4月から、社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が受託していますが、平塚市にあるため、当市の障害者にとって利便性が悪く、利用することが難しい状況にあります。

また、障害者の就労相談を行うハローワークは松田町にあるため、連携も取りにくいことなどから、就労率が低い状況でした。

(2) 当市では、平成29年10月に、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援するため、「ぱれっと・はだの」を整備し、相談支援事業、就労支援事業及び地域活動支援事業を行っています。

## 【一般要望事項】

このうち、就労支援事業については、定期的にハローワーク等との情報交換や、自立支援協議会等と連携した就労率向上に取り組み、令和2年度からは賃金向上、就労機会拡大のため「農福連携」事業を通じた就労支援を実施しています。実質的に「ばれっと・はだの」は、就業支援センターと同等の機能を担っているものの、県事業の位置付けがないため、市単独事業として運営しています。

また、当市は、共同生活援助（グループホーム）や就労支援事業所の設置率が他市より高く、就労支援を必要とする障害者も多いことから、身近にある「ばれっと・はだの」の就労支援体制をさらに強化する必要があります。

(3) 障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まっています。

当事者目線の障害福祉への転換を図るため、令和3年11月に県が発信された「当事者目線の障がい福祉実現宣言」においても、「あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。」とあり、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、就労も含めた様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

## 効果

(1) 「ばれっと・はだの」が就業支援センター事業に位置付けられること、又は補助事業により就労支援事業が拡充されることにより、就労支援体制の強化、就労先の拡大につながり、障害者の自立や地域生活移行の更なる推進が図られます。

(2) 「ばれっと・はだの」が県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことが可能となり、近接する伊勢原市、中井町、松田町及び二宮町の障害者にとって、ワンストップでサービスを受けられる体制が整備されます。

(3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となることにより、「地域共生型社会」の実現につながります。

## 要望先

産業労働局労働部雇用労政課、障害福祉課  
障害サービス課、共生推進本部室



## 要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、次の事項を要望します。

- (1) 地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。
- (2) 介護従事者不足対策として、「生活援助従事者研修」を総合職業技術校のカリキュラムに取込み、県の事業として実施するようお願いします。

また、実現までの間、当市が実施する「生活援助従事者研修」の会場として、西部総合職業技術校の使用について御配慮をお願いします。

## 現状

- (1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、平成26年度人事院勧告により見直しが行われました。しかし、生活圏が同一であり、給与水準や家賃水準がほぼ同水準である近隣の自治体が、引上げや高い水準のまま据え置きとなる中、当市の地域区分は、見直し前と同じ6/100と低水準のまま据え置きとなりました。

令和元年12月には「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる仕組みが導入されています。当市は、生活圏も近い市（10/100地域）と隣接しているものの、山間部を隔てて隣接している町村（6/100地域）と同じ区分に留まっています。

地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながることで危惧されます。

## 【一般要望事項】

(2) 要介護認定者のうち状態が比較的軽度な方にも介護福祉士等の限られた介護人材がサービスを提供していることで、介護従事者不足が発生しています。

介護人材の裾野拡大を目的に、平成30年度に「生活援助従事者研修」が創設されましたが、神奈川県内の指定研修事業所4者のうち3者は、それぞれが属する自治体の行政区域内での実施を想定し指定を受けたため、当市は、残る1者(市外)に委託し、令和2年度から「生活援助従事者研修(年1回)」を実施しています。

しかし、当市では研修用ベッド等の設備を有していないため、実技を伴う研修を行う場合は、指定事業者がその都度ベッド等を持ち込まねばならず、持続的な実施が困難な状況にあります。

## 効果

(1) 地域区分が高いことを背景に、給与水準が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圈等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

また、給与水準の不均衡が解消されることにより、国が進める公的部門における分配機能の強化につながります。

(2) 生活援助従事者研修の修了者が、要介護認定者のうち比較的軽度な方へのサービス提供を担うことにより、介護福祉士等が専門的なサービスをより多くの方々に提供することができるため、介護従事者不足の緩和につながります。

設備の整った西部総合職業技術校で「生活援助従事者研修」を開催することで、研修が定期的実施できます。また、多くの市民の参加が見込め、人材確保につながります。

## 要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

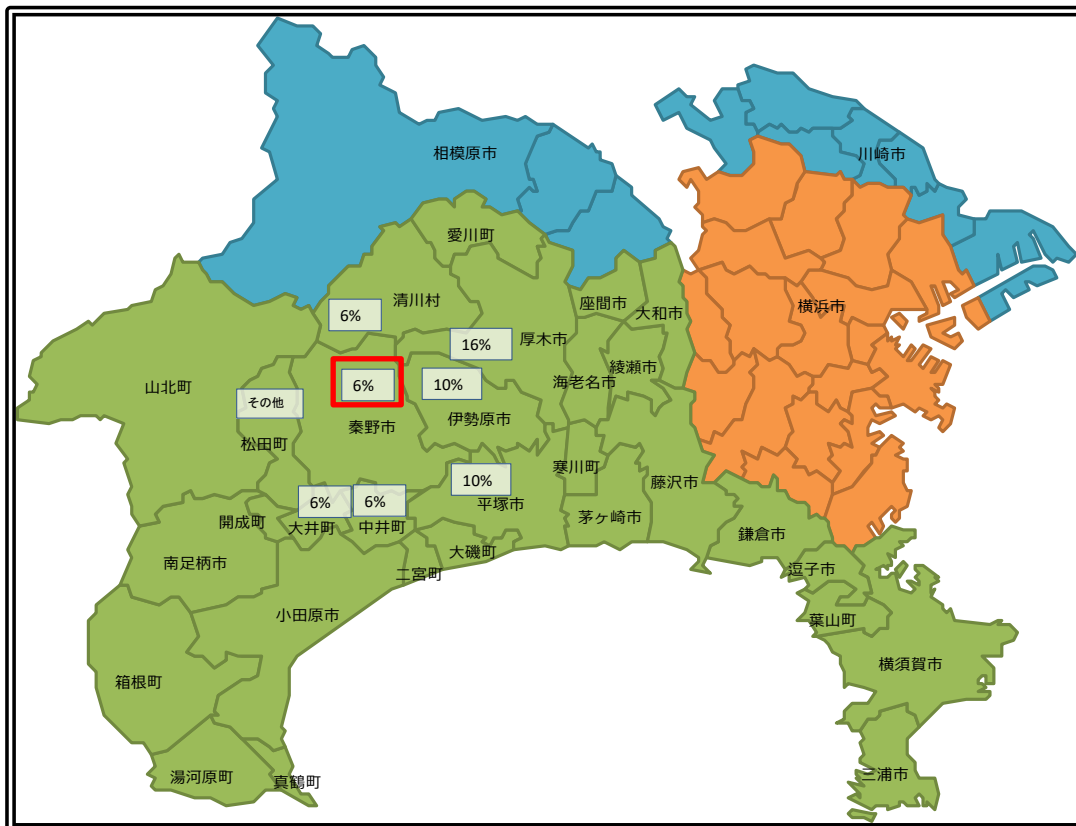
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

【一般要望事項】

(子ども・子育て支援新制度における周辺市町村の地域区分)



【一般要望事項】

## 要望事項

- 1 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるよう、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について国への働きかけをお願いします。  
また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。
- 2 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国への働きかけをお願いします。

## 現状

- 1 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人未満の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）では、1,500食以下で1人、1,501食～6,000食で2人とされています。  
こうした中、国を挙げて取り組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場は市町村が全額負担して独自に配置している状況です。
- 2 給食施設は菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助対象とされていないため、市単独での整備が困難となっています。

## 【一般要望事項】

### 効果

1 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組みにきめ細やかに対応することが可能となります。

また、複雑・多様化する食物アレルギー等に適切に対応し、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成に効果が期待できます。

2 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても教職員等の負担軽減に効果が期待できます。

また、補助制度の創設により給食施設・設備の長寿命化を促進することで、市町村の財政的負担を緩和し、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

### 要望先

教育局行政部教職員人事課

教育局行政部財務課